

〔仙台版〕 情報モラル教育実践ガイド



仙台市教育委員会

平成28年2月

目 次

1. 仙台市における情報モラル教育の基本的な考え方	・・・	1
2. 情報モラル教育の内容とモデルカリキュラム	・・・	2
3. 情報モラル指導事項リスト	・・・	4
(1) 小・中学校全体		
(2) 小学校のみ		
(3) 中学校のみ		
4. 情報モラル教育 年間指導計画（単元配列表）作成の手順	・・・	8
5. 情報モラル教育 年間指導計画（単元配列表）のモデル	・・・	10
(1) 小学校		
(2) 中学校		
6. 情報モラル教育 授業の実施手順	・・・	18
7. 情報モラル教育 授業実践例	・・・	20
8. 外部機関との連携について	・・・	39
9. 保護者向けの啓発活動・連携授業の事例	・・・	40
10. 情報モラル授業で使用できる教材	・・・	45
(1) 仙台市が整備している教材		
(2) 公開されている有用な教材		

1. 仙台市における情報モラル教育の基本的な考え方

スマートフォン等の急速な普及により、長時間使用による生活習慣の乱れ、不適切な利用による犯罪被害、プライバシー上の問題につながるケースが増えており、情報モラル教育の充実を図ることが喫緊の課題となっています。

このような課題に対応するためには、急速に変化する情報社会の中で、児童生徒が自ら判断し、行動できる資質・能力の育成を図っていくことが重要であり、学校と家庭が連携し、情報モラル教育を推進していく必要があります。

仙台市立学校においては、体系的・系統的な情報モラル教育を行うため、学校の実情に応じた年間指導計画を備え、確実に授業を実施するとともに、保護者に対する啓発を図る取組も実施することとします。

学校と保護者の役割

学 校：児童生徒のネットの利用の状況に関心を持ち、安心・安全なネット利用について指導し、子供たちが情報社会の創造に積極的に参画できるようにする。

保護者：子供のネットの利用の状況を見守り、安心・安全なネット利用に導く。

なお、一人一人の教員は、自ら児童生徒の模範となるような安全なネット利用ができるように、「仙台市立学校における個人情報等の管理に関する指針」を、遵守していくこととします。

※ 情報管理指針 情報管理基本方針五か条より

4 情報資産の管理・運用に関する教職員一人一人の意識の高揚

- (1) 教職員は、情報資産を適切に保護する義務を担っていることを理解し、正しく行動することができるように自らの意識を高めます。
- (2) 教育委員会及び学校は、教職員の研修の充実を図り、刻々と変わる状況に対応できるようにします。



2. 情報モラル教育の内容とモデルカリキュラム

(1) 「情報モラル」と「情報モラル教育」の内容

① 「情報モラル」とは

「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」のことであり、その範囲は、「他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと」、「危険回避など情報を正しく安全に利用できること」、「コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解すること」など多岐にわたっています。

(文部科学省『教育の情報化に関する手引き』(H22))

② 「情報モラル教育」の内容

平成18年度に文部科学省の委託事業において作成された『「情報モラル」指導実践キックオフガイド』では、情報モラル教育の内容を次の5つに分類しています。

- 【情報社会の倫理】** 情報に関する自他の権利を尊重して責任ある行動を取る態度
- 【法の理解と遵守】** 情報社会におけるルールやマナー、法律があることを理解し、それらを守ろうとする態度
- 【安全への知恵】** 情報社会の危険から身を守り、危険を予測し、被害を予防する知識や態度
- 【情報セキュリティ】** 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本的な考え方や情報セキュリティを確保するための対策・対応についての知識
- 【公共的なネットワーク社会の構築】** 情報社会の一員として公共的な意識を持ち、適切な判断や行動を取る態度

(2) 情報モラル教育モデルカリキュラム

『「情報モラル」指導実践キックオフガイド』に掲載されている、「情報モラル指導モデルカリキュラム」をもとに、『(仙台版)情報モラル教育実践ガイド』としての「情報モラル教育モデルカリキュラム表」を整理しました。学年の発達の段階等に応じた目標設定をする際に、モデルとして活用してください。

※なお、『「情報モラル」指導実践キックオフガイド』には、目標についての詳しい記述がありません。下記ウェブページ『やってみよう情報モラル教育』も参照してください。

<http://www.kayoo.org/moral-guidebook/index.html>

情報モラル教育モデルカリキュラム表

* 文部科学省委託事業である「情報モラル等指導サポート事業」において作成された「情報モラル指導モデルカリキュラム表」に指導上参考となるキーワードを()内に付加。

分類	Level-1(小学校1～2年)	Level-2(小学校3～4年)	Level-3(小学校5～6年)	Level-4(中学校)
1 情報社会の倫理 (心の問題)	a 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ			情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす
	a1-1:約束や決まりを守る (約束, うそ, ごまかし)(ルール)	a2-1:相手への影響を考えて行動する (誹謗中傷)	a3-1:他人や社会への影響を考えて行動する (迷惑行為)	a4-1:情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する (迷惑行為)
	b 情報に関する自分や他者の権利を尊重する			情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する
	b1-1:人の作ったものを大切にすることをもち(著作権)	b2-1:自分の情報や他人の情報を大切にすること(著作権)	b3-1:情報にも、自他の権利があることを知り、尊重すること(著作権)	b4-1:個人の権利を尊重する(人格権、肖像権など) b4-2:著作権などの知的財産権を尊重する(著作権)
2 法の理解と遵守 (法律関係)	c 情報社会でのルール・マナーを遵守できる			社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る
	c1-1:生活の中でのルールやマナーを知ること(ルール)	c2-1:情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守ること(ルール)(非対面コミュニケーション)	c3-1:何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わないこと(ルール)(非対面コミュニケーション)	c4-1:違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わないこと(動画投稿)(肖像権の侵害)
			c3-2:「ルールやきまりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重すること(著作権法違反)(違法な動画投稿) c3-3:契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わないこと(契約)(課金トラブル)	c4-2:情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知ること(個人情報保護法違反) c4-3:契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解すること(契約)
3 安全への知恵 (行動抑制)	d 情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる			危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する
	d1-1:大人と一緒に使い、危険に近づかないこと(犯罪に巻き込まれない)	d2-1:危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応すること(不正請求への対応)	d3-1:予測される危険の内容がわかり、避けること(ネットでの出会い)(なりすまし)	d4-1:安全性の面から、情報社会の特性を理解すること(犯罪に巻き込まれない)
	d1-2:不適切な情報に出合わない環境で利用すること(怪しいサイトへの対応)	d2-2:不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応すること(怪しいサイトへの対応)	d3-2:不適切な情報であるものを認識し、対応すること(怪しいメールへの対応)	d4-2:トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知ること(ネット詐欺, 不正請求への対応)
	e 情報を正しく安全に利用することに努める			情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける
		e2-1:情報には誤ったものもあることに気づくこと(情報の真偽の判断)	e3-1:情報の正確さを判断する方法を知ること(情報の真偽の判断)	e4-1:情報の信頼性を吟味すること(情報の真偽の判断)
	e1-2:知らない人に、連絡先を教えないこと(個人情報保護)	e2-2:個人の情報は、他人にもらさないこと(個人情報保護)	e3-2:自他の個人情報を、第三者にもらさないこと(個人情報保護)	e4-2:自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動すること(安易な情報発信の抑制)
f 安全や健康を害するような行動を抑制できる				
	f1-1:決められた利用の時間や約束を守ること(ルール)	f2-1:健康のために利用時間を決め守ること(依存)	f3-1:健康を害するような行動を自制すること(依存) f3-2:人の安全を脅かす行為を行わないこと(安全な利用)	f4-1:健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動すること(依存) f4-2:自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動すること(安全な利用)
4 情報セキュリティ (技術面)	g 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る			情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける
		g2-1:認証の重要性を理解し、正しく利用できること(認証)	g3-1:不正使用や不正アクセスされないように利用できること(不正アクセス)	g4-1:情報セキュリティの基礎的な知識を身につけること(セキュリティ)
h 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる			情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる	
		h3-1:情報の破壊や流出を防ぐ方法を知ること(ウイルス対策)	h4-1:基礎的なセキュリティ対策が立てられること(セキュリティ対策)	
5 公共的なネットワーク社会の構築	i 情報社会の一員として、公共的な意識を持つ			情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができる
		i2-1:協力し合ってネットワークを使う	i3-1:ネットワークは共用のものであるという意識を持つこと	i4-1:ネットワークの公共性を意識して行動すること(ネットワークの公共性)

3. 情報モラル指導事項リスト

国立教育政策研究所では、『情報モラル教育実践ガイダンス』の中で、「情報モラル指導モデルカリキュラム表」に準拠した「情報モラル指導カリキュラムチェックリスト」を作成しています。このリストは、「学習指導要領及びその解説における情報モラルに関する記載箇所」に基づいて作成されており、情報モラルの指導事項（中目標）に対して、実際に指導を行う教科等の例を下記のように表記しています。

- A（ゴシック体太字）**：学習指導要領に指導内容として記載されている教科等
- B（ゴシック体）**：学習指導要領解説に指導内容として例示されている教科等
- C（明朝体斜体）**：学習指導要領や同解説に指導内容として記載されていないが、関連する内容として指導することが可能な教科等

この考え方に沿って、本市において「情報モラル指導事項リスト」を作成しました。

情報モラル指導を行う学年教科等の再確認を行ったり、指導内容として情報モラルを積極的に位置付けたい教科・単元等の確認を行うなど、計画的な指導を行っていく際の基本としてください。

国立教育政策研究所教育課程研究センター『情報モラル教育実践ガイダンス』

<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/index.html>

(1) 小・中学校全体

※国立教育政策研究所『情報モラル教育実践ガイドンス』所収「情報モラル指導カリキュラムチェックリスト」を一部加工

分類	校種	学年	コード	指導事項	指導を行う教科等の例		
					A	B	C
1 情報社会の倫理 (心の問題)	小	低	a1-1	約束や決まりを守る (ルール)			国語, 特活, 総合
		中	a2-1	相手への影響を考えて行動する (誹謗中傷)		国語, 道徳, 総合	特活
		高	a3-1	他人や社会への影響を考えて行動する (迷惑行為)	社会, 家庭	総合	国語, 道徳
	中	全	a4-1	情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する (迷惑行為)	保健, 技・家 (技術)	保健, 特活, 技・家 (技術)	社会, 外国語, 道徳
		小	低	b1-1	人の作ったものを大切にすることを学ぶ (著作権)		
	中		b2-1	自分の情報や他人の情報を大切にすることを学ぶ (著作権)		国語, 総合	音楽, 道徳, 特活, 図工
	高		b3-1	情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する (著作権)	国語	道徳, 総合	音楽, 図工, 特活
	中	全	b4-1	個人の権利を尊重する (人格権, 肖像権など)	社会 (公民), 美術, 技・家 (技術)	技・家 (技術)	理科, 外国語, 道徳, 特活
			b4-2	著作権などの知的財産権を尊重する (著作権)	国語, 美術, 音楽, 技・家 (技術)	国語, 技・家 (技術)	社会, 理科, 外国語, 美術
	2 法の理解と遵守 (法律関係)	小	低	c1-1	生活の中でのルールやマナーを知る (ルール)		
中			c2-1	情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る (ルール)		国語, 総合	道徳
高			c3-1	何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない (ルール)		道徳	総合
			c3-2	「ルールやきまりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する (著作権法違反) (違法な動画投稿)	社会, 家庭	道徳	国語
中		全	c3-3	契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない (契約) (課金トラブル)			
			c4-1	違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない (動画投稿) (肖像権の侵害)	技・家 (技術)	保健, 特活, 技・家 (技術)	社会, 外国語, 道徳
			c4-2	情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る (個人情報保護法)	技・家庭 (技術)	特活, 技・家庭 (技術)	社会, 理科, 外国語, 道徳
			c4-3	契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する。 (契約)	社会 (公民), 技・家 (家庭)		社会
3 安全への知恵 (行動抑制)	小	低	d1-1	大人と一緒に使い、危険に近づかない (犯罪に巻き込まれない)			道徳
			d1-2	不適切な情報に出合わない環境で利用する (怪しいサイトへの対応)			
		中	d2-1	危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する			社会, 総合
			d2-2	不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する (怪しいサイトへの対応)			理科, 総合
		高	d3-1	予測される危険の内容がわかり、避ける (ネットでの出会い) (なりすまし)		総合	
			d3-2	不適切な情報であるものを認識し、対応できる (怪しいメールへの対応)			国語, 理科
	中	全	d4-1	安全性の面から、情報社会の特性を理解する (犯罪に巻き込まれない)	技・家庭 (技術)		
			d4-2	トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る (ネット詐欺, 不正請求への対応)	技・家庭 (家庭)	社会 (公民)	技・家 (技術), 外国語
	小	低	e1-2	知らない人に、連絡先を教えない (個人情報保護)			
			e2-1	情報には誤ったものもあることに気づく (情報の真偽の判断)			国語, 算数
		高	e2-2	個人の情報は、他人にもらさない (個人情報保護)			
			e3-1	情報の正確さを判断する方法を知る (情報の真偽の判断)		社会, 総合	国語, 算数, 理科
中	全	e3-2	自他の個人情報を、第三者にもらさない (個人情報保護)				
		e4-1	情報の信頼性を吟味できる (情報の真偽の判断)	技・家庭 (技術), 保健	数学, 理科, 保健	国語, 社会, 技・家 (技術), 外国語	
小	中	e4-2	自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる (安易な情報発信の抑制)	技・家庭 (技術)	数学,	外国語, 国語, 技・家庭 (家庭)	
		f1-1	決められた利用の時間や約束を守る (ルール)			国語, 道徳, 特活	
中	高	f2-1	健康のために利用時間を決め守る (依存)		特活	体育, 道徳	
		f3-1	健康を害するような行動を自制する (依存)		道徳, 特活		
	全	f3-2	人の安全を脅かす行為を行わない (安全な利用)		総合	体育	
		f4-1	健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる (依存)	保健	保健, 技・家 (技術)	国語, 社会, 外国語, 技・家 (技術)	
	中	全	f4-2	自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる (安全な利用)	技・家 (技術)	保健	外国語, 道徳, 総合
4 情報セキュリティ (技術面)	小	中	g2-1	認証の重要性を理解し、正しく利用できる (認証)			
		高	g3-1	不正使用や不正アクセスされないように利用できる (不正アクセス)			図工
	中	全	g4-1	情報セキュリティの基礎的な知識を身に付ける (セキュリティ)	技・家 (技術)		外国語
		高	h3-1	情報の破壊や流出を防ぐ方法を知る (ウイルス対策)			
中	全	h4-1	基礎的なセキュリティ対策が立てられる (セキュリティ対策)	技・家 (技術)		外国語	
5 公共的なネットワーク社会の構築	小	中	i2-1	協力し合ってネットワークを使う (ネットワークの公共性)		総合	国語
		高	i3-1	ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う (ネットワークの公共性)			国語, 理科
	中	全	i4-1	ネットワークの公共性を意識して行動する (ネットワークの公共性)	技・家 (技術)	数学, 特活	社会, 道徳, 外国語, 特活

(2) 小学校のみ

※国立教育政策研究所『情報モラル教育実践ガイド』所収「情報モラル指導カリキュラムチェックリスト」を一部加工

分類	年級	コード	指導事項	指導を行う教科等の例			授業実践例
				A	B	C	
1 情報社会の倫理 (心の問題)	低	a1-1	約束や決まりを守る (ルール)	道徳		国語, 特活, 総合	1 P.21
	中	a2-1	相手への影響を考えて行動する (非勝中傷)		国語, 道徳, 総合	特活	3 P.26
	高	a3-1	他人や社会への影響を考えて行動する (迷惑行為)	社会, 家庭	総合	国語, 道徳	
	低	b1-1	人の作ったものを大切にすることを学ぶ (著作権)			国語, 道徳, 音楽, 図工	
	中	b2-1	自分の情報や他人の情報を大切にすることを学ぶ (著作権)		国語, 総合	音楽, 道徳, 特活, 図工	2 P.23
	高	b3-1	情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する (著作権)	国語	道徳, 総合	音楽, 図工, 特活	
2 法の理解と遵守 (法律関係)	低	c1-1	生活の中でのルールやマナーを知る (ルール)			道徳	
	中	c2-1	情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る (ルール)		国語, 総合	道徳	
	高	c3-1	何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない (ルール)		道徳	総合	
		c3-2	「ルールやきまりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する (著作権法違反) (違法な動画投稿)	社会, 家庭	道徳	国語	
		c3-3	契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない (契約) (課金トラブル)				
3 安全への知恵 (行動抑制)	低	d1-1	大人と一緒に使い、危険に近づかない (犯罪に巻き込まれない)			道徳	
		d1-2	不適切な情報に出合わない環境で利用する (怪しいサイトへの対応)				
	中	d2-1	危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する (不正請求への対応)			社会, 総合	
		d2-2	不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する (怪しいサイトへの対応)			理科, 総合	
	高	d3-1	予測される危険の内容がわかり、避ける (ネットでの出会い) (なりすまし)		総合		
		d3-2	不適切な情報であるものを認識し、対応できる (怪しいメールへの対応)			国語, 理科	
	低	e1-2	知らない人に、連絡先を教えない (個人情報保護)				
	中	e2-1	情報には誤ったものもあることに気づく (情報の真偽の判断)			国語, 算数	
		e2-2	個人の情報は、他人にもらさない (個人情報保護)				
	高	e3-1	情報の正確さを判断する方法を知る (情報の真偽の判断)		社会, 総合	国語, 算数, 理科	
		e3-2	自他の個人情報を、第三者にもらさない (個人情報保護)				
	低	f1-1	決められた利用の時間や約束を守る (ルール)			国語, 道徳, 特活	
	中	f2-1	健康のために利用時間を決め守る (依存)		特活	体育, 道徳	
	高	f3-1	健康を害するような行動を自制する (依存)		道徳, 特活		4 P.28
		f3-2	人の安全を脅かす行為を行わない (安全な利用)		総合	体育	
4 情報セキュリティ (技術面)	中	g2-1	認証の重要性を理解し、正しく利用できる (認証)				
	高	g3-1	不正使用や不正アクセスされないように利用できる (不正アクセス)			図工	
	高	h3-1	情報の破壊や流出を防ぐ方法を知る (ウイルス対策)				
5 公共的なネットワーク社会の構築	中	i2-1	協力し合ってネットワークを使う (ネットワークの公共性)		総合	国語	
	高	i3-1	ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う (ネットワークの公共性)			国語, 理科	

(3) 中学校のみ

※国立教育政策研究所『情報モラル教育実践ガイド』所収「情報モラル指導カリキュラムチェックリスト」を一部加工

分類	コード	指導事項	指導を行う教科等の例			授業実践例
			A	B	C	
1 情報社会の倫理 (心の問題)	a4-1	情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する(迷惑行為)	保体, 技・家(技術)	保体, 特活, 技・家(技術)	社会, 外国語, 道徳, 特活	5 P.31
	b4-1	個人の権利を尊重する(人格権, 肖像権など)	社会(公民), 美術, 技・家(技術)	技・家(技術)	理科, 外国語, 道徳, 特活	
	b4-2	著作権などの知的財産権を尊重する(著作権)	技・家(技術), 国語, 美術, 音楽	国語, 技・家(技術)	社会, 理科, 外国語, 美術	6 P.34
2 法の理解と遵守 (法律関係)	c4-1	違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない(動画投稿)(肖像権の侵害)	技・家(技術)	保体, 特活, 技・家(技術)	社会, 外国語, 道徳	
	c4-2	情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る(個人情報保護法)	技・家(技術)	特活, 技・家(技術)	社会, 理科, 外国語, 道徳	
	c4-3	契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する。(契約)	社会(公民), 技・家(家庭)		社会	
3 安全への知恵 (行動抑制)	d4-1	安全性の面から、情報社会の特性を理解する(犯罪に巻き込まれない)	技・家(技術)			
	d4-2	トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る(ネット詐欺, 不正請求への対応)	技・家(家庭)	社会(公民)	技・家(技術), 外国語	
	e4-1	情報の信頼性を吟味できる(情報の真偽の判断)	技・家(技術)	数学, 理科, 保体	国語, 社会, 外国語, 技・家(技術)	
	e4-2	自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる(安易な情報発信の抑制)	技・家(技術)	数学	外国語, 技・家(家庭), 国語, 特活	6 P.36
	f4-1	健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる(依存)	保体	保体, 技・家(技術)	国語, 社会, 外国語, 技・家(技術)	
	f4-2	自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる(安全な利用)	技・家(技術)	保体	外国語, 道徳, 総合	
4 情報セキュリティ(技術面)	g4-1	情報セキュリティの基礎的な知識を身につける(セキュリティの知識)	技・家(技術)		外国語	
	h4-1	基礎的なセキュリティ対策が立てられる(セキュリティ対策)		技・家(技術)	外国語	
5 公共的なネットワーク社会の構築	i4-1	ネットワークの公共性を意識して行動する(ネットワークの公共性)	技・家(技術)	数学, 特活	社会, 道徳, 外国語, 特活	

4. 情報モラル教育 年間指導計画（単元配列表）作成の手順

情報モラル教育は、特定の教科等だけで進めるものではなく、様々な教科領域等の指導を通して行っていくものです。

そのために、児童生徒の実態や学校としての重点課題等に応じた自校のカリキュラムの作成が必要です。作成の手順は、次のとおりです。

ステップ1 学校・家庭・地域等の実態を把握する

協働型学校評価の過程で収集した情報や、仙台市生活学習状況調査、全国学力学習状況調査等の各種調査の結果などから、〈児童生徒〉〈家庭〉〈地域〉の実態や学校における指導上の課題について、情報モラル教育の観点から整理しておきます。

ステップ2 情報モラル教育のねらいを明確にする

実態把握の結果等を踏まえて、学校として情報モラル教育のねらいを明確にします。P. 4からP. 6の「情報モラル指導事項リスト」から、重点的に指導する必要性のある指導事項を選択します。

ステップ3 指導事項について指導を行う教科等を検討する

ステップ1・2を踏まえて、実際にどのような指導事項について、どんな教科等で指導するか、P. 4からP. 6の「情報モラル指導事項リスト」等を参照しながら検討します。

その際、一つの指導事項に対して、複数の教科等が想定されている場合があることに留意してください。

学習指導要領に指導内容として記載されている教科等については、当然、その教科において指導を行うことになります。（指導事項リスト中の〔A〕の教科等）

学習指導要領や同解説に、複数の教科等の例示がある場合は、実態を踏まえて、指導すべき教科等について決定します。（指導事項リスト中の〔B〕の教科等）

小学校においては、学習指導要領や同解説に、指導内容の例示の記載がない項目もあるので、関連する内容を指導できる教科等について検討します。（指導事項リスト中の〔C〕の教科等）

中学校においては、学級の実態や学校の課題から重要度の高い指導事項については、技術・家庭科に加え、他教科等においても関連する内容として指導します。

ステップ4

学年間、教科等間、学校行事等との関連を考慮して配列を検討する

ステップ3で、指導事項としてリストアップしたものについて、学年の系統、各教科等間の内容、学校行事等との関連などを考慮し、配列を考えます。

その際、小学校であれば、学級活動(2)における情報モラルの指導の系統を基軸にしたり、中学校であれば、技術・家庭科における情報モラルの指導の系統を基軸にしたりするなど、基軸を定めて、その関連を検討していきます。

指導事項をすべて網羅的に配列しようとせず、学校の課題に応じて、重点化、焦点化し、教科間のつながりを意識して指導計画を作成することが大切です。

ステップ5

情報モラル教育の年間指導計画（単元配列表）を作成する

ステップ1～4までの検討の結果を、年間指導計画の書式で表現します。書式に決まりはありませんが、次頁からのモデルを参考に、柔軟で実効性のある計画を作成してください。

作成上のワンポイントアドバイス

ポイント1

ステップ1～5の作業方法については、いったん学年等の小単位で行い、学年カリキュラムを作成した後、学年間の関係を整理し、学校全体の年間指導計画（単元配列表）を作成するという方法が考えられます。

ポイント2

「たく生き」「防災教育」「人権教育」等の資料や副読本に含まれている、情報モラルの指導内容も積極的に位置付けるようにしましょう。

- ※ たく生き：『仙台自分づくり教育 たく生き授業プラン集』学びの連携推進室
- 防災教育：『仙台版防災教育副読本』仙台市教育センター
- 人権教育：『人権教育資料 みとめあう心』教育指導課

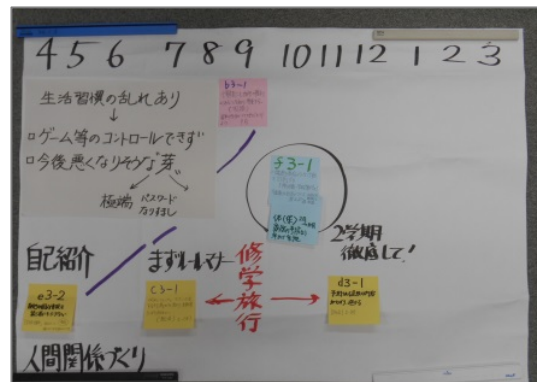
5. 情報モラル教育 年間指導計画（単元配列表）モデル

(1) 小学校

年間指導計画は、「作成の手順」で示した通り，学校の実態に応じ，ねらいを明確にして作成します。作成に当たっては，児童の実態について職員間で情報交換を進める中で課題を共有することや，教材や指導方法の検討を行うことを通して，教員間の意識を共通にすることができます。そのことが，指導の効果を高めることにつながります。

ここでは，学校全体や学年の年間指導計画（単元配列表）のモデルを紹介しています。実態（課題）を明確にし，情報モラルの視点から重点的に指導する必要性のある内容を選択し，指導の時期や教材などを検討したものとなっています。

情報モラルに関連する教科・単元をすべて網羅するのではなく，重点的に取り組む内容を精選し，内容間の関連を考慮して配列することや，全職員が「情報モラルの指導をここで重点的に行う」という意識を共通にもつことができるようにすることが肝要です。



年間指導計画の作成に当たって，実態や指導方法等について付箋紙などを用いて整理する活動を取り入れると効果的です。



モデル1

年間指導計画作成の意図

【実態】 スマホ等をめぐる人間関係のトラブルは顕在化しておらず，むしろ，生活習慣の乱れが学習面や健康面に影響することが心配される。

【意図】 重点的に取り扱いたい指導事項を絞り，健康への影響を体と心の両面から意識できるように繰り返し指導することを意図している。

〔情報モラル〕 第6学年 年間指導計画（単元配列表）モデル （指導の重点：[安全への知恵] 望ましい生活習慣）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
a3-1 他人や社会への影響を考えて行動する	学活 学級目標をつくらう				学活 学級目標を振り返らう							家庭 考えようこれからの生活 ※家庭生活をよりよくする視点としてスマホ等との付き合い方を加える。
f3-1 健康を害するような行動を自制する	家庭 わたしの生活時間 ※生活時間の見直しの際に，スマホやゲームの利用時間の観点を加える。			体育(保健) 病気の予防 ※メディア接触時間について振り返らせ，望ましい生活習慣について健康面から考えさせる。							体育(保健) 病気の予防 ※喫煙，飲酒，薬物など依存と併せ，スマホやインターネット，ゲームへの依存についても取り扱う。	
学校行事等	・始業式	・いじめ防止強化月間 ・運動会	・修学旅行		夏季休業日		・終業式 ・秋季休業日	・いじめ防止強化月間 ・学芸会		冬季休業日		・卒業式

モデル2

カリキュラム構成の意図

〔実態〕 スマホ等をめぐる人間関係のトラブルがあり、非対面コミュニケーションでのルールやマナーについて指導する必要があると感じている。

〔意図〕 高学年該当の指導事項の中から、コミュニケーションだけでなく、著作権などとおして自他の権利を尊重することの大切さに気付かせることにより、相手を意識したルールやマナー、思いやりについて重点的に指導することを意図している。

〔情報モラル〕 第6学年 年間指導計画（単元配列表）モデル（指導の重点：〔情報社会の倫理〕 ルール、マナー、思いやり）

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
a3-1 他人や社会への影響を考えて行動する		a3-1 道徳 知らない間のできごと 〔友情・信頼〕 ※情報を発信する際の責任と、他人や社会への影響について取り上げる。		a3-1 道徳 情報社会に生きる私たち 〔思いやり〕 ※情報を発信する際の責任と、他人や社会への影響について取り上げる。					a3-1 たく生き(特活) 相手を思いやるコミュニケーション(メール) ※情報を発信する際の責任と、他人や社会への影響について取り上げる。			c3-1 c3-2 総合的な学習の時間 (情報の発信・交流) ※情報発信における責任やルール、決まりを理解したうえで、自他の権利を尊重しながら発信や交流ができるようにする。	
b3-1 情報にも自他の権利があることを知り尊重する							b3-1 国語 資料を生かして呼びかけよう ※資料を生かして意見文を書く際、文章や図表の引用の仕方や出店の明記について指導し、著作権の尊重・保護について理解させる。		b3-1 総合的な学習の時間 (情報の収集・編集) ※情報を収集する際や、加工、編集などを行う場合に著作権や肖像権などの自他の権利の尊重を意識させる。				
	・始業式	・いじめ防止強化月間 ・運動会	・修学旅行		夏季休業日		・終業式 ・秋季休業日	・いじめ防止強化月間 ・学芸会		日 冬季休業		・卒業式	

モデル3

カリキュラム作成の意図：ネットいじめに発展しそうなコミュニケーション上のトラブルの予防のため、「いじめ防止強化月間」など時期を決めて複数学年において、情報モラルの視点から心の問題について考えさせることができるように作成。

〔情報モラル〕 A小学校 年間指導計画（単元配列表）モデル（指導の重点：〔情報社会の倫理〕 心の問題）

学年	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1		【c1-1】 【道徳】 <規則尊重・公德心> ・みんながこまるよ	「いじめ防止強化月間」の期間内に、情報モラルについて考える道徳の授業を全学年で実施。低学年は、情報モラルにつながる心の問題を取り上げる。授業の様子は学年だより等で保護者に伝える。		3年生以上は、体と心の「健康」という視点から、情報機器との付き合い方について考え、生活習慣の見直しや、心のコントロールの意識ができるようにしていく。		4、5年生は、次の学年への進級、6年生は、中学進学を見据えて、改めて、情報機器との付き合い方について考え、生活習慣の見直しや、心のコントロールの意識ができるようにしていく。					
2	【a1-2】 【道徳】 <公德心> ・黄色いベンチ											
3		【a2-1】 【道徳】 <思いやり・親切> ・みんながくらしやすい町		【f2-1】 【特活】(2)イ 「楽しい夏休み」 (ゲーム機やSNSでのトラブルに配慮)		【f2-1】 【体育(保健)】 ・毎日の生活と健康						
4		【a2-1】 【道徳】 <思いやり・親切> ・本当の思いやり		【f2-1】 【特活】(2)イ 「楽しい夏休み」 (ゲーム機やSNSでのトラブルに配慮)		【f2-1】 【体育(保健)】 ・育ちゆく体とわたしたち						
5	【a3-1】 【特活】(1)ア ・学級目標を決めよう (ゲーム機やSNSでのトラブルに配慮)	【a3-1】 【道徳】 <友情、信頼> ・知らない間の出来事		【f3-1】 【特活】(2)ア 「有意義な夏休みにしよう」 (ゲーム機やSNSでのトラブルに配慮)		【f3-1】 【体育(保健)】 ・心の健康		【e3-1】 【社会】 ・情報産業とわたしたちの暮らし	【f3-1】 【社会】 ・情報を生かすわたしたち	【f3-1】 【道徳】 <自由・自立と責任> ・ゲームってそんなに悪いの？		
6	【a3-1】 【特活】(1)ア ・学級目標を決めよう (ゲーム機やSNSでのトラブルに配慮)	【a3-1】 【道徳】 <自由・責任> ・スマホで待ちぼうけ		【f3-1】 【特活】(2)ア 「有意義な夏休みにしよう」 (ゲーム機やSNSでのトラブルに配慮)		【f3-1】 【体育(保健)】 ・病気の予防						
行事等	・入学式 ・始業式 ・授業参観 ・PTA総会	・いじめ防止強化月間 ・運動会	・修学旅行 ・避難訓練	・フリー参観	・夏季休業日	・陸上記録会	・授業参観 ・終業式 ・秋季休業日	・いじめ防止強化月間 ・学芸会	・冬季休業日	・冬季休業日	・授業参観	・卒業式 ・修了式 ・学年末・始休業日
保護者	・懇談会において携帯、スマホの所持に触れ情報モラルの意識を高める。	・運動会等での撮影時の留意点を示し、情報モラルの意識を高める。		・長期休業中のゲーム機、携帯、スマホ利用の留意点について啓発。				・学芸会等での撮影時の留意点を示し、情報モラルの意識を高める。	・長期休業中のゲーム機、携帯、スマホ利用の留意点について啓発。			・長期休業中のゲーム機、携帯、スマホ利用の留意点について啓発。

モデル4

カリキュラム作成の意図：スマホやゲーム機の長時間使用が課題となっていることから、特に高学年を中心に、ゲーム機やスマホ等の長時間使用が、学習はもちろん心や体の健康に影響することについて指導できるように、道徳、特活、家庭、体育（保健）を中心に作成。

〔情報モラル〕 B小学校 年間指導計画（単元配列表）モデル（指導の重点：〔安全への知恵〕 行動抑制）

学年	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1	【f1-1】 【道徳】 <基本的な生活習慣> ・きそくただし い気持ちのよい毎 日を			【f1-1】 【特活】(2)イ ・楽しい夏休み (ゲーム機等の使 用について)	長期休業に入る前の指 導事項の一つとして、学 年の実態に応じてゲー ム機や携帯、スマホの利 用の注意点、望ましい生 活時間等があることを 共通理解し、全学年で指 導する。							
2	【f1-1】 【道徳】 <基本的な生活習慣> ・るっぺどうした の			【f1-1】 【特活】(2)イ ・楽しい夏休み (ゲーム機等の使 用について)								
3			【f2-1】 【体育(保健)】 ・毎日の生活と健 康	【f2-1】 【特活】(2)イ ・楽しい夏休み (ゲーム機等の使 用について)								
4			【f2-1】 【体育(保健)】 「育ちゆく体とわ たし」	【f2-1】 【特活】(2)イ ・楽しい夏休み (ゲーム機やSN S等の使用につい て)							【f2-1】 【道徳】 <基本的な生活習 慣・節度節制> ・コンピュータや 携帯電話をどのよ うに使えばよいの でしょうか	
5		【a3-1】 【道徳】 <友情、信頼> ・知らない間の出 来事		【f3-1】 【特活】(2)ア ・有意義な夏休み にしよう(ゲーム 機やSNS等の使 用について)					【f3-1】 【体育(保健)】 ・心の健康	【f3-1】 【社会】 ・情報を生かすわ たしたち		
6	【f3-1】 【家庭】 ・わたしの生活時 間	【a3-1】 【道徳】 <友情、信頼> ・幸せコアラ		【f3-1】 【特活】(2)ア ・有意義な夏休み にしよう(ゲーム 機やSNS等の使 用について)	中学進学を見据えて、高 学年、特に6年生の指導 を強化する。		【f3-1】 【道徳】 <基本的な生活習 慣・節度節制> ・携帯電話を持た せない		【f3-1】 【体育(保健)】 ・病気の予防	【f3-1】 【たく生き(特活)】 ・ゲーム・スマホ・ 携帯と上手に付き 合っていこう1	体と心の「健康」という視点から、情 報機器との付き合い方について考え、 学習習慣、生活習慣の見直しができる ようにし、6年生の意識は中学校生活 につなぐことができるようにする。	
行事等	・入学式 ・始業式 ・授業参観 ・PTA総会	・いじめ防止強化 月間 ・運動会	・修学旅行 ・避難訓練	・フリー参観	夏季休業日	・陸上記録会	・授業参観 ・終業式 ・秋季休業日	・いじめ防止強化 月間 ・学芸会	・冬季休業日	・冬季休業日	・授業参観	・卒業式 ・修了式 ・学年末・始休業 日
保護者	・懇談会において 携帯、スマホの所 持に触れ情報モラ ルの意識を高める。	・運動会等での撮 影時の留意点を示 し、情報モラルの 意識を高める		・長期休業中のゲー ム機、携帯、ス マホ利用の留意点 について啓発。				・学芸会等での撮 影時の留意点を示 し、情報モラルの 意識を高める。	・長期休業中のゲー ム機、携帯、ス マホ利用の留意点 について啓発。			・長期休業中のゲー ム機、携帯、ス マホ利用の留意点 について啓発。

モデル5

カリキュラム作成の意図：ゲーム機やスマホ利用の割合が低く、トラブルも顕在化していないことから、教科等の学習において情報機器を活用する授業を学校全体で共通認識し、情報活用の側面から情報モラルの課題に迫っていくことを意図して作成。

〔情報モラル〕C小学校 年間指導計画（単元配列表）モデル（指導の重点：〔安全の知恵〕情報活用）

学年	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1		【e1-1】 【道徳】 ＜規則尊重・公德心＞ ・みんながこまるよ										
2		【a1-2】 【道徳】 ＜公德心＞ ・黄色いベンチ										
3		【a2-1】 【道徳】 ＜思いやり・親切＞ ・みんながくらしやすい町	【e2-1】 【国語】 ・調べて書こうわたしのレポート	【f2-1】 【特活】 ・夏休みのくらし方（様々な情報収集の仕方）							【a2-1】 【国語】 ・町について調べてしようかいしよう	
4		【a2-1】 【道徳】 ＜思いやり・親切＞ ・本当の思いやり	【e2-1】 【国語】 ・みんなで新聞を作ろう	【f2-1】 【特活】 ・夏休みのくらし方（様々な情報収集の仕方）				【e2-1】 【国語】 ・お願いやお礼の手紙を書こう			【g2-1】 【社会】 ・特色ある地域と人々のくらし（webでの情報発信）	【f2-1】 【道徳】 ＜基本的な生活習慣・節度節制＞ ・コンピュータや携帯電話をどのように使えばよいのでしょうか
5		【a3-1】 【道徳】 ＜規則尊重・公德心＞ ・これもチェーンメール		【f3-1】 【特活】 ・夏休みの課題への取り組み方（引用と著作権）			【b3-1】 【国語】 ・資料を生かして考えたことを書く。			【e3-1】 【社会】 ・情報産業とわたしたちのくらし	【i3-1】 【社会】 ・情報を生かすわたしたち	【f3-1】 【たく生き(特活)】 ・ゲーム・スマホ・携帯と上手に付き合っていこう1
6		【a3-1】 【道徳】 ＜自由・責任＞ ・スマホで待ちぼうけ		【f3-1】 【特活】 ・夏休みの課題への取り組み方（引用と著作権）		【b3-1】 【国語】 ・資料を生かして呼びかけよう	【b3-1】 【国語】 ・町の未来をえがこう					【f3-1】 【体育(保健)】 ・病気の予防
行事等	・入学式 ・始業式 ・授業参観 ・PTA総会	・いじめ防止強化月間 ・運動会	・修学旅行 ・避難訓練	・フリー参観	夏季休業日	・陸上記録会	・授業参観 ・終業式 ・秋季休業日	・いじめ防止強化月間 ・学芸会	・冬季休業日	・冬季休業日	・授業参観	・卒業式 ・修了式 ・学年末・始休業日
保護者	・懇談会において携帯、スマホの所持に触れ情報モラルの意識を高める。	・運動会等での撮影時の留意点を示し、情報モラルの意識を高める。		・長期休業中のゲーム機、携帯、スマホ利用の留意点について啓発。				・学芸会等での撮影時の留意点を示し、情報モラルの意識を高める。	・長期休業中のゲーム機、携帯、スマホ利用の留意点について啓発。			・長期休業中のゲーム機、携帯、スマホ利用の留意点について啓発。

(2) 中学校

中学校においては、情報モラルの指導事項の多くが、技術・家庭科の内容に含まれます。ただし、技術・家庭科では、あくまでも情報技術の技術的な側面を学びます。体や心の健康への影響や、コミュニケーションなどが課題となっている場合には、技術・家庭科の学習だけでは、対応しきれません。

また、学習指導要領総則においても、情報モラルは、すべての教科領域をとおして指導することが明記されています。

中学校においては、技術・家庭科に加え、他教科等との内容を関連付けて学校全体の年間指導計画（単元配列表）を作成することが肝要です。

そのため、ここで示した作成例は、学年ごとに、上段を技術家庭科の内容、下段を他の教科等の内容で書き分けるようにし、関連が分かりやすくしてあります。各校の実態に応じた年間指導計画作成の際に参考としてください。

全学級が必ず情報モラルの授業を実施する月を決め、情報モラル教育に対する意識を共通にし、学校が一丸となって取り組むようにすることを意図した計画の例。第3学年技術家庭科のデジタル作品の制作との関連を意識して他の教科等における情報収集、引用や著作権の指導が行われるようにしている。

【情報モラル】中学校 年間指導計画（単元配列表）モデル

年	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	技・家		【a4-1】(技術) ・技術を見つけよう (情報社会における責任と義務)		【c4-1】(家庭) ・消費生活のしくみ ・よりよい消費生活のために							【g4-1,f4-1】(技術) ・情報通信ネットワークの利用 (情報の信頼性の吟味等)	【g4-1,h4-1】(技術) ・情報通信ネットワークと情報セキュリティ (セキュリティの基礎的知識等)
	他教科		【a4-1】【道徳】 <寛容・謙虚> ・言葉の向こうに (情報社会における責任と義務) ※わたしたちの道徳	【e4-2】【国語】 ・新しい視点へ～情報の集め方を知ろう (情報源の明記)	【b4-2】【美術】 ・私が見つけた物語 (著作権などの知的財産権の尊重)		【f4-1】【保健】 ・健康な生活と病気の予防 (健康面に配慮した情報メディアとの関わり方)		【a4-1】【特活】 ・自分自身のコミュニケーションのルールをつくろう(適切なコミュニケーション) ※文科省 DVD 教材				
2年	技・家	いじめ防止強化月間中に全学級で道徳の授業を通して情報モラルの考えに迫る。				長期休業明けのタイミングで、健康と生活習慣の観点から、全学級で指導。					【b4-2,c4-2】(技術) ・情報モラルと知的財産(著作権等の尊重)	【c4-3,d4-2】(家庭) ・よりよい消費生活のために(ネット詐欺、不正請求等)	【d4】(技術) ・コンピュータと情報処理 (情報社会の特性の理解)
	他教科		【a4-1】【道徳】 <誠実と責任> ・ネット将棋 (情報社会における責任と義務) ※わたしたちの道徳	【b4-2】【国語】 ・多様な視点から～メディアと上手に付き合うために(著作権などの知的財産権の尊重)		技術家庭科の作品制作との関連を意識して指導。	【f4-1】【特活】 ・身近にひそむネット依存(ネット依存) ※文科省 DVD 教材		【a4-1】【道徳】 <公德心、社会連帯の精神> ・情報社会の光と影				【b4-2】【美術】 ・町を彩るパブリックアート(著作権などの知的財産権の尊重)
3年	技・家		【e4-2,f4-2】【技術・家庭】 ・デジタル作品の設計と制作	【e4-2,f4-2】【技術・家庭】 ・デジタル作品の設計と制作	【e4-2,f4-2】【技術・家庭】 ・デジタル作品の設計と制作						いじめ防止強化月間中に全学級で人権尊重と情報モラルの大切さを考える。		【i4-1】(技術) ・情報通信ネットワークの公共性を意識した行動
	他教科		【a4-1】【道徳】 <礼儀> ・守っていますか?ルールとマナー (情報社会における自分の責任と義務) ※みとめあう心	【f4-1】【国語】 <視野を広げて> ・情報発信について考えよう ・ソーシャルメディアの特徴を捉える	【b4-2】【音楽】 ・ルールを守って音楽を楽しもう 【b4-2】【美術】 ・アートを体験する場に出かけよう 【c4-3】【社会】 ・情報化の進展と人権	【f4-2】【保健】 ・休養・睡眠と健康(心身の健康面に配慮した情報メディアとの関わり方)		【c4-2】【特活】 ・情報の記録性、公開性の重大さ(SNS等のトラブル)					
行事等		・始業式 ・入学式 ・授業参観	・いじめ防止強化月間 ・修学旅行 ・野外活動 ・校外学習	・中総体 ・中間考査	・非行防止教室 ・合唱コンクール ・夏季休業日 ・教育相談	・夏季休業日	・文化祭 ・期末考査 ・授業参観	・終業式 ・新人戦 ・秋季休業日 ・体育祭	・いじめ防止強化月間 ・教育相談 ・中間考査	・冬季休業日 ・冬季休業日 ・私立入試 ・新入生保護者説明会	・前期入試 ・学年末考査 ・予餞式	・後期入試 ・卒業式 ・修了式 ・学年末・始業日	
保護者		・保護者会でSNSトラブル防止について啓発活動					・保護者会での情報モラル啓発活動			・新入生保護者説明会での情報モラル啓発活動		・保護者会での情報モラル啓発活動	

6. 情報モラル教育 授業の実施手順

年間指導計画（単元配列表）に位置付けた指導事項について、実際に授業を行うまでのステップです。

ステップ1 対象となる学級の児童生徒の実態を把握する

年間指導計画（単元配列表）に則し、学年・学級の児童生徒等に対するアンケートの実施や教師の観察等により、放課後や家庭での状況等をより具体的に把握します。

ステップ2 指導の目標を吟味する。

- ・授業を実施するに当たっては、教科等の目標・内容が、直接的に情報モラルの目標・内容を含んでいるか（指導事項リスト中の〔A〕の教科等）、そうでないか（指導事項リスト中の〔B〕〔C〕の教科等）を確認します。
- ・指導事項リスト中の〔A〕の教科等の場合
教科等の目標・内容が、直接的に情報モラルの目標・内容を含んでいるので、教科等の目標への到達を目指すことが、情報モラル教育の目標に到達することになります。
ただし、漫然と授業を行うのではなく、情報モラルとしての目標を明確に意識して授業を行うことが大切です。
- ・指導事項リスト中の〔B〕〔C〕の教科等の場合
教科等の目標・内容には、直接的には情報モラルの目標・内容を含みません。情報モラルの目標への到達は間接的なものとなるので、情報モラルに関する題材や情報モラルの目標に触れる学習活動の工夫が必要となります。

ステップ3 教材の選択、指導方法・形態等の検討を行う

- ・指導事項リスト中の〔A〕の教科等の場合
教科書や副読本等を使って指導します。
- ・指導事項リスト中の〔B〕〔C〕の教科等の場合
情報モラルを題材とした教材を準備し、情報モラルの内容を指導します。教科目標との兼ね合いで、どのような教材で指導するのが適切か、検討が必要となります。
- ・読み物教材、視聴型の映像教材やスライド教材、疑似体験型教材など、さまざまな教材のうち、どのような教材が適切か検討します。（※P. 45～47「10. 情報モラル授業で利用できる教材」参照）
- ・発達の段階や情報機器の利用実態によっては、直接的に情報の仕組みや特性等を取り上げず、情報モラルの判断に必要な要素として日常から留意させたいモラルに重点を置いた教材の利用も検討します。
- ・学級を単位とした教科等の授業で行う場合だけではなく、学年集会等での実施、朝や帰りに確保できる時間等での指導についても検討しておきます。

・情報モラルの指導は、学校としての一体的な取組が大切です。授業の実施内容や結果について、同一学年の学級間、学校全体で、適宜情報を共有し、年度途中からでも改善の方向を検討します。

授業づくりのアドバイス

情報モラルの授業を行う際には、事例をもとに、児童生徒自身に問題点や解決方法を考えさせる授業展開が効果的です。

そのような授業展開の基本パターンを示しました。P. 45～47の「10. 情報モラル授業で使用できる教材」と合わせて、授業づくりの参考としてください。

なお、教材の選択に当たっては、児童生徒の実態を把握しておくことが大切です。

主な学習活動と情報モラル教材活用のタイミング	
導入	<p>課題をつかむ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アンケート結果等により、学級や学年等の実態を確認し、課題を意識する。 ● 読み物教材、視聴型教材、疑似体験教材等の情報モラル教材を活用して、事例が示す問題点等を整理する。
展開	<p>理由や原因を考える</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事例で示された問題点について、理由や原因等を話し合う。 ● 話し合った結果を交流し、日常生活での経験や知識をもとに、様々な立場や見方で、考えを深める。 <p>解決方法を考える</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 解説型の情報モラル教材を活用し、問題の解決に必要な知識を得る。 ● 解決方法について話し合い、結果を交流する。
まとめ	<p>個人目標（学級目標）を自己決定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自らの生活を振り返り、改善のための具体的な方策を考え、個人目標等を決める。

※ 文部科学省委託事業による『情報化社会の新たな問題を考えるための教材指導の手引』をもとに作成。

7. 情報モラル教育 授業実践例

番号	校種	学年	コード	教科等	題材名	教材
1	小	1	a1-1	学級活動 (2)	おうちでつかうこんぴゅうたのやくそくをかんがえよう	ジャストスマイル つたわるネット
2	小	4	b2-1	道徳	個人情報管理について考えよう	スマホ・リアル・ストーリー
3	小	4	a2-1	学級活動 (2)	気持ちを伝える名人になろう!	※たく生きプラン
4	小	6	f3-1	体育科 (保健)	ネット依存 ～ゲームに夢中になると～	情報社会の新たな問題を考えるための教材(文科省DVD)
5	中	1	a4-1	道徳	言葉の向こうに	わたしたちの道徳(文部科学省)
6	中	2	b4-2	国語	自分の思いや考えを表現する	教科書 (光村図書出版)
7	中	3	a4-1 e4-2	学活	「ネットワーク上のコミュニケーションづくり」について考えよう	※たく生きプラン



授業実践例 1	学級活動 (2)
小学校 低学年	情報モラル a1-1

おうちでつかうこんぴゅうたのやくそくをかんがえよう

1 授業のねらい

(1) 授業のねらい

家庭でコンピュータを使うときの約束を考え、自分の生活に生かそうとする。

(学級活動 (2) 日常生活や学習への適応及び健康安全 イ 基本的な生活習慣の形成)

(2) 情報モラル教育の視点

「情報社会の倫理」a1-1：約束やきまりを守る。

①家庭でコンピュータを使うときの約束の大切さについて考える。

2 授業プランの作成に当たって

(1) 児童の実態

入学して間もない段階では、コンピュータの基本的な約束について指導されていない実態がある。そのため、児童の意識に差があり、コンピュータを使う学習を進めるに当たっては、扱いが丁寧でなかったり、人に迷惑をかけたりするなどの場面が見受けられる。

そこで、コンピュータ等の扱い方について一人一人に確認させるとともに、家庭でコンピュータ等を使う際の約束についても自分なりの考えをもたせる必要があると感じている。さらに、友達など周囲へも目を向けさせることで、相手の気持ちを考えて行動できるような力を身に付けさせたいと考える。

(2) 教材の概要

①ジャストスマイル 情報モラル教材「みんなで使う学校のコンピュータ」(スライド教材)

②ジャストスマイル 情報モラル教材「みんなで使う学校のコンピュータ」(ワークシート)

小学校では、学級単位でコンピュータを使う機会がある。そこで、コンピュータ等を大切に扱い、人に迷惑をかけないなどの約束を守らせることが重要である。

本教材は、学校での約束を考えさせる場面、家庭でコンピュータを使うときの約束について考えさせるための資料として扱う。

(3) 指導の方向

小学校におけるコンピュータの基本的な約束について、情報モラルの観点から指導を行う。これまでコンピュータを使った経験がほとんどないことが考えられるため、ゲーム機やタブレット端末等を扱うという設定から児童自身のこととして考えさせる。

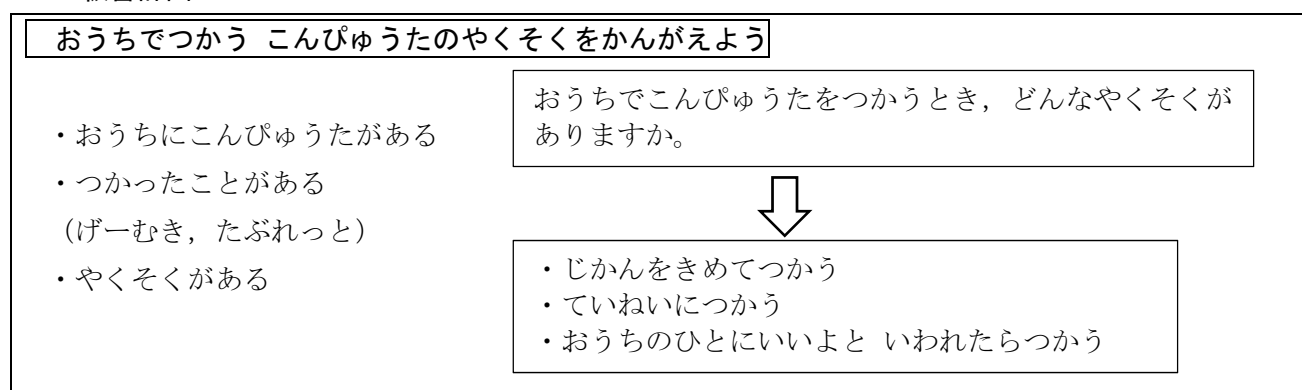
本時は、家庭でコンピュータを使うときにどんな約束があるかを話し合い、必要な約束について考えさせる。終末では、児童が考えた約束を自身の生活に生かすという視点を持たせ、自分なりの目当てを立てさせたい。

実践後には、家庭での約束について親子で話し合うことにつなげ、家庭でのコンピュータ等使用の基本的な約束づくりに発展させたいと考える。

3 授業の流れ

段階	学習活動	指導のポイント
導入	<p>○ 学校でコンピュータを使うときの約束を確認する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・大切に使う ・次の人に迷惑をかける </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ジャストスマイルのスライドを提示し、コンピュータを使うときの約束について確認させる。
展開前半	<p>○ 家庭でのコンピュータ等を使うときの約束について話し合う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭でどのような約束があるかを思い出し、発表する。 ・時間を決める。 ・丁寧に使う。 ・家の人に使ってよいと言われたら使う。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭にコンピュータがあるか、使ったことがあるか、使うときの約束はあるかについて確認する。 (事前にアンケートを取っても良い) ・ゲーム機やタブレットもコンピュータに含めて考えさせる。
展開後半	<p>○ 家庭での使い方の約束で、自分が守るための目当てを考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・家族に迷惑をかけないように使う。 ・必ずお家の人に使っていいよと言われたら使う。 ・お家の人と一緒に使う。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の約束の中から、大切だと思うものを選ばせる。 ・「お家の人と一緒に使う」という視点があることに気付かせる。
終末	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートにまとめる。 ・家庭からのコメントをもらうことを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に投げかけることで、家庭の啓発を図る。

4 板書計画



5 評価

- (1) 家庭でコンピュータを使うときに約束について、考えることができたか。(発表, ワークシート)
- (2) 自分で決めた約束を守るために、自分なりの目当てを立てることができたか。(発表, ワークシート)

授業実践例 2	道徳 C-(11) 規則の尊重
小学校 中学年	情報モラル b2-1

1 授業のねらい

(1) 授業のねらい

約束や社会のきまりの意義を理解し、日常生活においてルールやマナーを守ろうとする態度を育てる。

(2) 情報モラル教育の視点

「法の理解と遵守」c2-1：情報の発信や情報をやりとりする場合のルールやマナーを知り、守る。

- ①他人の写真を SNS 上に掲載することで起こり得る危険性について知る。
- ②情報を発信する場合の情報の適切な扱い方について考える。

2 授業プランの作成に当たって

(1) 児童の実態

日常的に、通信機能のあるゲームで遊んだり、プリクラ、プロフィールカードを所持したりしている児童が多く、それらを介したコミュニケーションを楽しむ傾向がある。中には保護者のスマートフォンやケータイを借りてメールやカメラを使用したり、自宅パソコンでインターネット動画サイトを閲覧したりしている児童もいる。また、ラインなどの SNS 利用の経験もあり、メッセージや画像のやりとりによるトラブルが危惧される。

このような実態を踏まえて、ネットワークによる情報のやりとりに際してのきまりや意義を理解させ、情報を正しく活用しようとする態度を育てることが求められる。

(2) 教材の概要

スマホ・リアル・ストーリー 「送った写真のゆくえは・・・」

(NHK for School <http://www.nhk.or.jp/sougou/sumaho/>)

小学生の結以といずみは親友同士。ある時、いずみが結以の写真を何気なく同じ学校の男子に送ってしまったことで、結以の顔写真を加工したおもしろ写真が拡散してしまう。

(3) 指導の方向

この教材は、「法の理解と遵守」c2-1 の視点を基に、SNS 利用において誰にでも起こり得る事案を資料にしたものである。

教室にある自己紹介カードや個人の写真を具体に取り上げ、個人に関する情報の取り扱い方について考えさせたい。

また、おもしろ写真を掲載したことでトラブルに発展した事例を扱った映像教材を視聴させ、結以といずみの気持ちに着目させながら、情報を発信した先には見えない相手の存在があることに気付かせ、思いやりのある言動について考えさせたい。

そして、児童を取り巻く環境、生活と関連付けさせながら、情報を SNS 上に掲載する際のルールやマナーを守ろうとする態度を育ませたいと考える。

3 授業の流れ

	学習活動	指導のポイント
導入	<ul style="list-style-type: none"> ○身近にある個人情報のやりとりについて知る。 ・手紙やプリクラを交換したことがある。 ・インターネットで画像を見たり、メールなどでメッセージのやりとりをしたりしたことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前アンケートの集計結果を提示し、日常生活において、個人に関する情報に触れていることに気付かせる。 ・児童が経験してきた情報伝達手段を基に考えさせる。
展開	<ul style="list-style-type: none"> ○スマホの画像流出トラブルの映像教材を見る。 ・NHK for school「送った写真のゆくえは・・・」 ○話のあらすじを確認する。 ・いずみから山本に送った写真が勝手に加工され、おもしろ写真として拡散したことを確認する。 ○山本は、なぜ写真を SNS に掲載したかを考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「結衣→いずみ→山本→たくさんの人」の順で画像が拡散と周囲の反応を確認させる。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 発問1「山本が、おもしろ写真を SNS に掲載したのは、なぜでしょう。」 </div>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・おもしろい写真が加工できたから。 ・みんなにおもしろい写真を見せたかったから。 ・たくさんの人に笑ってもらえると思ったから。 ○写真を掲載された結衣の気持ちについて考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・写真を見たたくさんの人が山本を賞賛した反応について気付かせる。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 発問2「おもしろ写真を SNS に掲載されたことを知った結衣は、どんなことを考えていたでしょう。」 </div>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・勝手に掲載されて悲しい、悔しい ・親友だと思っていずみに裏切られた。 ・写真を掲載された側の気持ちも考えてほしい。 ・親友でも他の人に自分の写真を送らないでほしい。 ・SNS に掲載したら、たくさんの人が写真を見るところを分かってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登場人物の行動を基に、グループで話し合わせる。 ・山本だけがいけなかったのか、他の人はどうだったか考えさせる。 ・児童自身が、日常的にインターネット上で他人の画像や加工された情報を見ていることに気付かせる。
終末	<ul style="list-style-type: none"> ○本時の授業で思ったことや気付いたこと、感じたことを記入する。 ・自分の生活に生かそうと思うことを中心に考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・机間支援しながら、意図的に指名する。 ・情報を発信する際にルールやマナーを守ろうとする大切さについて気付かせる。

4 板書計画

自分の写真
友達の写真
送られてきた写真

↓どんなもの？

『よくないことは
どんなことだろう？』

- ・勝手に写真を送ってききつけたこと
- ・相手の気持ちを考えず写真を加工してききつけたこと
- ・相手の気持ちを考えず送られてきた写真を見て、いやな態度をとったこと

ゆいの悲しみは…

いけな
い点
自分の写真を親友に送ってし
まった(考えず)
いずみ
(気軽に)
ゆいの写真を山本に送った

ゆいの気持ち
悲しい 学校へ行けない いやだ

番組のキーシーン

番組のキーシーン

番組のキーシーン

スマホの写真の
トラブルについて考えよう

「おくった写真のゆくえは・・・」
ゆいの写真↓いずみ↓
山本↓たくさんの人

5 評価

- (1) 個人情報の流出の危険性が分かり、個人情報の扱い方について考えることができたか。
- (2) 個人情報の扱い方について考えたことをこれから生かそうとする態度が見られたか。

送った写真のゆくえは・・・

年 組 名前 ()

- ゆい、いずみ、2人の行動でいけないと思ったことを書きましょう。

【ゆい】

【いずみ】

- 写真をネット上にあげることはよくないことなのでしょうか。



- 感想、これから気をつけることを書きましょう。



授業実践例 3	学級活動 (2)	たく生き 8
小学校 中学年	情報モラル a2-1	相手の意をくむ

気持ちを伝える名人になろう！

1 授業のねらい

(1) 授業のねらい

相手に自分の気持ちを上手に伝えるための方法を知り、その方法を活用しようとしている。

(学級活動 (2) 日常生活や学習への適応及び健康安全 ウ 望ましい人間関係の形成)

(2) 情報モラル教育の視点

「情報社会の倫理」 a2-1：相手への影響を考えて行動する。

①他人の意見や行動に自分の意に反して同調しない心を養う。

②人間の心の動きと情報手段との関係について考え、適切な活用ができる。

2 授業プランの作成に当たって

(1) 児童の実態

スマートフォンや、通信機能を持つゲーム機でメッセージや画像のやり取りを行ったりしている児童も増えつつあり、その活用の仕方によってはトラブルに発展する可能性もある。

相手に自分の気持ちを伝える手段として、口頭ではなく手紙による(文字)やり取りが見られ、児童が親しい友達と特別な関係を築こうとしていることが考えられる。

今後ますますスマートフォンなどの通信機器による友達間でメッセージのやり取りが活発に行われることが予想され、会話のみならず、SNS 上における情報伝達においても、自分の気持ちを上手に伝える能力を身に付けさせる必要があると考える。

(2) 教材について

①たく生き授業プラン 8：気持ちを伝える名人になろう！

「友達の意見や行動に、自分の意に反して同調せず相手の思いを受け止めながら自分の思いや考えを伝える方法を知る」ことをねらいとした授業プラン

②教材文

友達に遊びにさそわれましたが、その日は習い事があり、30分しか遊べません。おうちの人にも「遊ばないで。」と言われていました。

③ワークシート

(3) 指導の方向

友達に断りづらいお願いをされた場面を設定し、どのような返答ならば相手を傷つけずに自分の気持ちを上手に伝えることができるか考えさせる。

相手を傷つけないという児童の気持ちを全体で共通認識した上で、自分の気持ちも大切にするために「4段階話法」が活用できることを知らせる。

同じような内容の文面でも相手への伝わり方、受け取り方が異なることに気付かせることで、日常生活において、伝え方に気を付けようとする態度を養いたい。そして伝え方を工夫することで、より良い人間関係を築くことができるようにさせたいと考える。

3 授業の流れ

	学習活動	指導のポイント
導入	<p>○問題場面を把握する。</p> <p>友達に遊びにさそわれましたが、その日は習い事があり、30分しか遊べません。おうちの人にも「遊ばないで。」と言われていました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教師が範読する。 ・SNSでメッセージが届くという設定にし、日常生活の出来事として捉えさせる。
展開前半	<p>○自分だったら、何と返答して断るのがよいかを考える。</p> <p>○課題を把握する。</p> <p>気持ちを伝える名人になろう。</p> <p>○4段階話法について知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の考えた返答の中に4段階話法がいくつ含まれているか調べ、自分に足りない話法を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どうして断りづらいのか問うことで、相手にどう思われるのかが気になるという意見を引き出す。 ・自分の気持ちを押し殺すことは自分のためにならないことを知らせる。 ・どんな伝え方が「気持ちを伝える名人」だと思うか考えさせる。
展開後半	<p>○自分に足りない話法を補いながら、再度返答を考える。</p> <p>○隣同士でペアを組み、「私」と「Aさん」に分かれてロールプレイをする。</p> <p>○全体で発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4段階話法を学習する前後で、返答が大きく変わった児童を意図的に指名し、受け取る側の印象の違いに気付かせる。
結末	<p>○本時の学習を振り返り、相手に気持ちを伝えるときに大切だと思ったことを発表する。</p> <p>○ワークシートに感想を書く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の気持ちも相手の気持ちも両方大切に行動することの大切さを伝える。

4 板書計画

○気持ちを伝えるときに

大切だと思ったこと

- ・理由をつけること
- ・相手がどう思うか考えること
- ・自分の気持ちを正直に伝えること

自分の気持ちも相手の気持ちも

両方大切に行動する

4段階話法

①相手に答えられない
残念な気持ちを伝える

②ことわる理由を伝える

③ことわる

④代わりのていあんを伝える

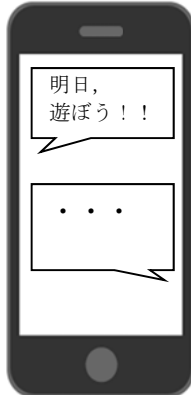
○気持ちを上手に伝える方法？

気持ちを伝える名人になろう

ことわりづらい・・・

・きらわれるかもしれない

友達からのお願い



5 評価

- (1) 気持ちの上手な伝え方を知り、その方法を活用することができたか。(発表, ワークシート, ロールプレイ)

授業実践例 4	体育科 保健 (3)
小学校 高学年	情報モラル f 3-1

ネット依存 ～ゲームに夢中になると～

1 授業のねらい

(1) 授業のねらい

- 病気の起こり方や健康を損なう生活習慣について考え、判断することができる。〔思考・判断〕
- 病気は、「病原体」「環境」「生活の仕方」「体の抵抗力」が関わり合って起こることが分かる。
〔知識・理解〕

(2) 情報モラル教育の視点

「3. 安全への知識」 f 3-1: 健康を害するような行動を自制する。

- ①ゲーム依存の傾向や問題点を理解する。
- ②日常生活に支障を来さないように、インターネットを使うことができる判断力を身に付ける。

2 授業プランの作成に当たって

(1) 児童の実態

生活アンケートの調査結果から、生活習慣に関する課題の一つに睡眠時間があげられる。児童は「早寝・早起」が健康な生活のために重要であることを知っていても、テレビやゲームなどに夢中になるあまり就寝時間が遅くなってしまいう傾向がある。生活のリズムを自分でコントロールできないことが原因と考える。一方で「たばこの害」について指導を受けた際には、「将来たばこを吸わない」とほとんどの児童が回答している。そこで、健康被害について正しく理解させ、自分自身の健康を維持していこうとする態度を身に付けさせたい。

(2) 教材の概要

①DVD 教材 情報社会の新たな問題を考えるための教材

「ネットゲームに夢中になると・・・」(文部科学省)

②ワークシート

- なぜ、ひろしはゲームをやめられなくなったのだろう。
- その結果、どんな困ったことが起こったのだろう。
- 分かったことや気を付けようと思ったことを書こう。
- ゲームをするときやインターネットを使うときのルールを作ろう。

(3) 指導の方向

動画の登場人物の言動を通して、児童自身の生活を振り返らせ、児童もネット依存に陥る可能性があるという危機感を持たせながら、はじめのあるゲームやインターネットとの関わり方を身に付けさせる。現在、児童の間で流行しているゲームを例に挙げながら、ゲーム依存に陥るとは、どのような状態でどのような影響を及ぼすのかについて考えさせる。また、保健(3)の観点から、ゲームに依存してしまう脳の働きと健康上の問題についての具体を示し、依存の危険性を知らせる。さらに、ゲームをするときやインターネットを使うときのルールを作らせることで、健康な生活を送るための判断力を身に付けさせたい。

3 授業の流れ

	学習活動	指導上の留意点
導入	<ul style="list-style-type: none"> ○依存の症状から、何に依存しているかを考える。 ○アンケートの結果を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲーム依存の症状を紹介し、前時に学習した飲酒や麻薬の依存と共通点があることに気付かせ、課題を自分のこととして捉えられるようにする。
展開前半	<ul style="list-style-type: none"> ○本時の課題を知る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「ゲーム等がやめられない状態（ネット依存）」にならないために、気を付けなければならないことを考えよう。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○動画を視聴し、ゲームがやめられなくなった理由を話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ、ゲームがやめられなくなってしまったのかを考えさせながら動画を視聴させる。 ・動画のキャプションを掲示し、内容を振り返る。 ・自分たちがやっているゲームを例に挙げさせ、課金、競争、待ち合わせなどオンラインゲームにのめり込ませる仕組みがあることに気付かせる。 ・前時に学習したたばこ、薬物と同様、依存性があることを知らせる。
展開後半	<ul style="list-style-type: none"> ○ゲームがやめられなくなったために、起こった問題について話し合う。 ○ゲーム依存によって起こる健康障害について知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・睡眠障害や、集中力の低下、友達付き合いの問題など、ゲーム依存によって起こる様々な問題を考えさせる。 ・健康を維持するために必要な睡眠、食事、運動のバランスが崩れてしまうことに気付かせる。 ・健康に及ぼす影響について、脳がドーパミンを出し、それが依存と関わっていることを知らせる。
終末	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の生活を振り返り、気を付けたいことを書き、ゲーム等利用のルールを作る。 ○教師のまとめを聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・むやみに心配させるのではなく、ルールを守ってゲームやインターネットを利用することが大切であることを知らせる。 ・家庭生活における場面を想定させ、それらの利用についてのルールを作らせる。

4 板書計画

ゲームに夢中になると

アンケートの結果

ネット依存について考えよう
 <動画の問題点>
 ・約束を守らなかった
 ・友達と会話しなかった

その結果・・・健康上の問題につながる！

- ・夜と昼が逆転した。夜に寝ていない。
- ・学校に行けなくなった。
- ・友達がいなくなった。

なぜ、ゲームがやめられなくなったのだろう。

- ・友達と一緒にゲームをする約束をしていた。（インターネット上で待ち合わせをしていた。）
- ・アイテムを取得できるのがおもしろくてはまった。
- ・家族との約束を守らなかった。
- ・友達に負けたくない競争する気持ちがあった。

ゲームやインターネットを使うときのルール

- ・使う時間は、一日1時間までにする。
- ・ゲームをした次の日は、外で遊んだりして体を動かす。
- ・友達からゲームに誘われても、できない時は、きちんと断る。

☒

☒

☒

5 評価

・ゲームやインターネットの利用が健康面に及ぼす影響を理解し、その利用に関する自分自身のルールを作ることができたか。（発表・ワークシート）

6 授業で使用するワークシート

「ネットゲームに夢中になると・・・」

名前 ()

○なぜ、ひろしはゲームをやめられなくなったのだろう。



○その結果、どんな困ったことが起こったのだろう。

○分かったことや気を付けようと思ったことを書こう。



ゲームをするときやインターネットを使うときのルールを作ろう。

授業実践例 5	道徳 B-(9) 相互理解, 寛容
中学校	情報モラル a4-1

言葉の向こうに

1 授業のねらい

(1) 授業のねらい

それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解しようとする心情を育てる。

(2) 情報モラル教育の視点

「情報社会の倫理」 a4-1：情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する。

① インターネットの利点と問題点を理解させる。

② インターネットを活用する時に気を付けなければならない点を理解させ、正しく活用しようとする態度を育てる。

2 授業プランの作成に当たって

(1) 生徒の実態

中学生になるとスマートフォンの所有率も上がり、インターネットを介した情報の収集や発信の経験をもつ生徒も多くなる。SNSなどの通信手段は、友人や仲間、同じ趣味や関心をもった人々との交流を容易にし、インターネットの魅力を経験する一方で、書き込みによる様々なトラブルに遭遇する生徒も少なくない。このような実態を踏まえて、インターネットの利点と問題点を理解させ、正しく活用しようとする態度を育てていくことが求められる。

(2) 教材の概要




「私たちの道徳（文科省） P78 『言葉の向こうに』」

主人公の加奈子は、インターネットでヨーロッパのサッカーチームのサイトでファン仲間との交流を楽しんでいた。しかし、ある試合をきっかけに、お気に入りの選手に対する心無い書き込みが続き、怒った加奈子は、ひどい言葉で応酬してしまう。その加奈子の書き込みに対して、別のファンから注意され、加奈子はインターネット上での言葉のやり取りの難しさに直面する。

(3) 指導の方向

この教材は、インターネットを使用していれば誰にでも起こり得る状況を資料にしたものである。ここでは、「情報社会の倫理」 a4-1 の視点に留意しながら、インターネットの利便性とともな、加奈子の心の変化から、不特定多数の匿名での書き込みによる心のすれ違いに着目させながら、インターネットでのコミュニケーションの在り方について、考えを深められるように指導していきたい。自分の発する言葉の向こうには、それを受け取る他者がいることを想像させることで、ネット社会におけるよりよいコミュニケーションの在り方について考えさせるようにしたい。

3 授業の流れ

	学習活動	指導のポイント
導入 	○インターネットの良さを考える。 発問1 「インターネットの良いところはどんなところでしょう？」 ・多くの人とつながること。 ・すぐに必要な情報が手に入ること。	・インターネットの掲示板をパソコンで表示し、書き込みについて考えることを理解させる。 ・自分の経験を思い起こすようにさせる。 ・数名発表させる。
展開前半 	○資料「言葉の向こうに」の範読を聞く。 ○加奈子の反論する言葉がエスカレートしていく理由を考える。 発問2 「加奈子が『絶対負けられない。』と思って、反論する言葉がエスカレートしていったのは、なぜでしょう。」 ・ファンとしてだまっていられないから。くやしいから。 ・自分勝手なことばかり言って許せないから。	・ファンの選手へのひどい言葉と、自分への中傷に対する怒りや熱くなっていく思いに気付かせる。
展開後半 	○加奈子が感じたインターネットでの言葉のやりとりの難しさについて考える。 発問3 「最後に画面を更新した加奈子は、書かれていた書き込みからどんなことを考えていたでしょう。」 ・相手のことなんか考えなかった。 ・私も悪口を言っている人たちと一緒にだ。恥ずかしい。 ・自分の言葉を受け取る人の気持ちを全然考えられなかった。 ・人にはいろいろな考え方があって当然だ。 ・直接会って話すのとは違って、インターネットでのコミュニケーションは難しい。	・「まあみんな・・・失敗したな一つときも。」の書き込みを掲示、範読し、全体で確認する。 ・ワークシートに記入し、グループで話合わせ、互いの考えを交流させる。 ・「突き落とされたみたいと感じた」加奈子の、書き込みによって気付いた気持ちの変化を考えさせたい。 ・自分の経験も振り返り考えるよう助言する。
終末	○本時の授業で考えたことを記入する。	・机間支援しながら、意図的に指名する。 ・言葉の奥にある思いや気持ちを考えてのコミュニケーションが大切であることに気付かせる。

4 板書計画

<p>「言葉の向こうに」 インターネット書き込み</p> <p>○インターネットの良^さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの人とつながる。 ・知りたい情報が手に入る。 ・自分と同じ気持ちの人と話ができる。 <p>絶対負けられない 反論がエスカレート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンとして許せない。 ・だまっていられない。 ・自分勝手な負け惜しみ。 <p>「まあみんな。きつい言い方するなよ。ネットのコミュニケーションって難しいよな。自分もどうしたらいいかって悩む。失敗したな一つときも。」</p> <p>○インターネットの問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中傷する人と同じレベル。 ・相手のことを考えなかった。 ・言葉の向こうにも、それぞれ思いを持った人がいるんだ。 ・ネットのコミュニケーションは難しい。 <p>コミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉の奥にある思いや気持ち ・いろいろな見方や考え方 ・インターネットの良さと問題点

5 評価

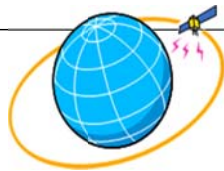
- (1) インターネットの利点と問題点を理解できたか。(発表・ワークシート)
- (2) インターネットを活用する時に気を付けなければならない点を理解し、正しく活用しようとする態度が育ったか。(ワークシート)

道徳ワークシート 「言葉の向こうに」

年 組 名 前 ()



今日の授業で考えたこと



授業実践例 6	国語 書くこと(1)イ, ウ
中学校 2 学年	情報モラル b4-2

自分の思いや考えを表現する

1 授業のねらい

(1) 授業のねらい

文章を書くときに、他人の著作物を無断で利用することは著作権法に違反する行為であるが、引用のルールに従えば利用できることを理解させ、基本的な引用の方法を身に付けさせる。

(2) 情報モラル教育の視点

「情報社会の倫理」b4-2：著作権などの知的財産権を尊重する。(著作権)

- ① 小説や詩歌、論文や脚本などは言語に関する著作物であり、無断で利用してはいけないことを理解する。
- ② 引用のルールと具体的な引用の方法を理解し、実践する。

2 授業プランの作成に当たって

(1) 生徒の実態

中学生になると、社会科や理科でレポートを作成したり、総合的な学習の時間で調べ学習のまとめを作成したりする中で、他人が書いた著作物を利用する必要性が多くなる。しかし、生徒たちは、他人の著作物の一部を利用して文章を書き、自分が書いた文章と他人が書いた文章を混同している場合が多い。そこで、他人の著作物を無断で利用してはいけないことや利用する場合には引用のルールに従えばよいことを理解させ、それを実践していく態度を育てたい。

(2) 教材の概要

「短歌を味わう」光村図書 中学校国語2 鑑賞文を書く

「短歌を味わう」の中から好きな短歌を選び、その短歌に詠まれている情景や心情を想像して鑑賞文を書く。鑑賞文を書く上で必要な情報をインターネットで調べることも可としておく。

参考資料

- ① 文化庁「著作物が自由に使える場合」
(http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html)
- ② 5分でできる著作権教育 (http://chosakuken.jp/example_list.html)

(3) 指導の方向

生徒が書いた鑑賞文を各自で読み直し、自分で考えて書いたところと、他人が書いたものを参考にして書いたところを区別させる。他人が書いたものを無断で利用してはいけないことや引用のルールに従えばそれを利用できることを理解させる。そして、引用のルールに従って鑑賞文を書き直させる。最後に、本時の授業で学んだことを今後の生活にどのように生かしていきたいかを考えさせる。

3 授業の流れ

	学習活動	指導のポイント
導入	1. 「著作権」について知っていることを発表する。	・「著作権」について生徒達がどの程度理解しているかをとらえた上で、「著作権」を守ることの重要性に気付かせ、「引用のルール」を身に付ける必要性につなげるようにする。
展開前半	2. 前時に書いた鑑賞文に、他人の著作物が入っているかを確認する。 3. 引用のルールについて確認する。	・鑑賞文の中で、他人の著作物や他人の考えを参考にしたところに赤ペンで線を引かせ、自説と区別させる。 ・引用のルールを板書し、確認させる。
展開後半	4. 引用のルールに従って鑑賞文を書き直す。 ・作者の紹介や短歌の意味など、ネットや本で調べて分かったことには「 」を付けて自説と区別する。 ・調べて分かったことは必要最小限の分量にし、自分の文章を主体にする。 ・本の題名や出版社、ネットの URL や情報提供者の名前と肩書など、出所を鑑賞文の最後に明示する。 ・引用した文章や言葉は原文のまま手を加えない。	・引用部分に「 」を付け、出所を明示させて引用のルールに従って鑑賞文を書き直させる。 ・引用や参考にしたものがない生徒は更に文章を練り直させる。
終末	5. 授業を通して考えたことや今後に生かしたいことをまとめる。 ・社会科や理科のレポート、総合的な学習の時間のまとめなどでも実践していくことの重要性を確認する。	・鑑賞文の書き直しだけでなく、様々な場面で他人の著作物を引用する際は、ルールに従って著作権を保護していくことが大切であることを確認させる。

4 板書計画

今後に生かしたいこと 授業を通して考えたことや 5 原文のまま手を加えない 4 出所を明示 3 自分の文章が主体 2 「」を付けて自説と区別 1 引用の必要性 引用のルール 著作権とは	引用のルールに従って 鑑賞文を書き直す
--	------------------------

5 評価

- (1) 引用のルールを理解することができたか。(終末で書かせた文章)
- (2) 基本的な引用の方法を身に付けることができたか。(鑑賞文)

授業実践例7	学級活動(2)	たく生き16
中学校	情報モラル a4-1, e4-2	交流(気持ちを伝える)

「ネットワーク上のコミュニケーションづくり」について考えよう

1 授業のねらい

(1) 授業のねらい

日常生活において、よりよい人間関係を築くため、相手を思いやりながら、自分の気持ちを上手に伝えようとする態度を身に付ける。(学級活動(2) 適応と成長及び健康安全 イ 自己及び他者の個性の理解と尊重, オ 望ましい人間関係の確立)

(2) 情報モラル教育の視点

「情報社会の倫理」 a4-1: 情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する。
「安全への知恵」 e4-2: 自他の情報の安全な取扱いに関して、正しい知識を持って行動できる。

- ① ネットワーク上のコミュニケーションの利便性と危険性を理解させる。
- ② 相手の立場を考え、思いやりの気持ちを持って人間関係を構築しようとする態度を育てる。

2 授業プランの作成に当たって

(1) 生徒の実態

多くの生徒が、コミュニケーションツールとして日常的に SNS を利用している。メールやラインを活用した情報伝達手段は利便性が認められている一方で、誤解を生じさせるような表現や相手の感情を害するような表現の伝達により、人間関係のトラブルに発展していくことがある。コミュニケーションツールの有効利用のために、利便性と危険性について指導していくことが求められている。また、学級においては、級友と話すときに自分の言いたいことだけを伝えたり、乱暴な言葉を使ったりするような場面が見られ、相手の考え方を受け止めたり受け入れたりする節度や、相手の心や立場を考えて適切に言葉を選択して話す力が必要とされている。

このような実態を踏まえて、相手のことを考えたコミュニケーションとはどのようなものなのか、授業を通して考えさせたい。

(2) 教材の概要 (たく生き授業プラン16: 相手を思いやるコミュニケーション(メール))

「伝える手段の特性に応じて、相手を思いやりながら、気持ちを伝えることができる」ことをねらいとした授業プラン。

中学生にスマホやパソコンが浸透している現在、学校で級友と話す他にも、帰宅後も仲の良い友人とメールによるコミュニケーションを楽しんでいる。しかし、実際に会って話すこととは異なる、文字やスタンプでのコミュニケーションの経験が少ない生徒もおり、衝突が起こってしまうことがある。本当に伝えたいこととメールの文面では、送り手と受け手との感じ方が異なるということを、学級全体で考えさせる。

(3) 指導の方向

メールや無料通信アプリなどは手軽な情報通信手段として用いられ利便性が大きい一方で、相手に誤解を生じさせる恐れがあるという認識のもと指導する。ここでは、「情報社会の倫理」 a4-1, 「安全への知恵」 e4-2 の視点に留意し、メールの文面の解釈に違いが生じる表現について考えさせ、相手に誤解を生じさせないために必要な要因を理解させる。

日常生活でよりよい人間関係を築くためにも、相手を思いやりながら、自分の気持ちを上手に伝えようとする態度を身に付けさせたい。

3 授業の流れ

	学習活動	指導のポイント
導入	○自分の考えや思いを伝える手段を確認する。 ・相手に伝えたいことが伝わらなかったり、誤解を受けたりした経験を話す。	・相手に誤解されると、トラブルに発展してしまう恐れがあることを知らせる。 ・事前にアンケートを取り、その結果を活用する。
展開前半	○メールでのやりとりについて、便利なところと心配な点について確認する。 ○送り手はどんな気持ちで送ったか考える。 「本文:今日あなたが言っていたこと、おかしかったよ。じゃあね。」 ・メールを受け取った時の印象を話し合う。	・メールのよい点と心配な点について日常生活を基に考えさせる。 ・メール文を電子黒板に映す。 ・送り手と受け手の思いを比較させる。 ・印象の違いからトラブルにつながることに着目させる。
展開後半	○相手に気持ちが伝わるようにメール文を書き直す。 例1『宿題終わったかな。明日、遊ばない。』 例2『あのドーナツいいね。いってもらっていいかな。』 例3『あの問題むずかしいの、分かるかな。』 ・どのように書き直せばよいかを考える。 ・メールのやり取りで誤解が生じないために必要なことは何かを考える。 ・相手を思いやることはどんなことか考える。 ○メール以外の日常生活で気を付けることを考える。	・個人の考えをまとめた後、グループで意見を共有し、全体で代表に発表させる。 ・あいまいな表現や気持ちでは、相手を困らせてしまうことになることを理解させる。 ・誤解を生じない伝え方、表現について、自分事として個人の考えをまとめさせる。
終末	○望ましいコミュニケーションについて考える。 ・メールは気軽に相手に気持ちを伝えられる便利なツールであることを確認する。 ・情報のやり取りの中で、誤解が生じないように工夫しなければならないことを確認する。 ○これから自分自身の日常生活やメールなどのやりとりで、どのようなことに気を付けていくかをまとめる。	・相手の表情が見えないメールだけでなく、日常生活における会話でも、相手を思いやる気持ちを持つことが大切なことを理解させる。 ・丁寧で分かりやすい表現を心がけることを確認する。

4 板書計画

今日の題材 より良いコミュニケーションについて考えよう		
<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><メールのよい点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手軽に相手に送れる。 ・会って話しにくいことでも、伝えやすい。 </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> <p><メールの心配な点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手の顔が見えない。 ・相手の気持ちが分かりにくい。 </td> </tr> </table> <p>本文:今日あなたが言っていたこと、おかしかったよ。じゃあね。 ・「おかしかった」は、「面白かった」それとも「変だった」のでしょうか?</p> <p>例文1.『宿題終わったかな。明日、遊ばない。』→ 例文2.『あのドーナツいいね。いってもらっていいかな。』→ 例文3.『あの問題むずかしいの、分かるかな。』→</p> <p><望ましいコミュニケーションについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク上のコミュニケーションは利便性と危険性の両面がある。 ・相手の立場を考え、思いやりの気持ちを持って人間関係を構築しようとする態度を身に付ける。 <p>メールでも日常会話でも、相手を思いやる気持ちを持つことが、より良いコミュニケーションにつながる!</p>	<p><メールのよい点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手軽に相手に送れる。 ・会って話しにくいことでも、伝えやすい。 	<p><メールの心配な点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手の顔が見えない。 ・相手の気持ちが分かりにくい。
<p><メールのよい点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手軽に相手に送れる。 ・会って話しにくいことでも、伝えやすい。 	<p><メールの心配な点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手の顔が見えない。 ・相手の気持ちが分かりにくい。 	

5 評価

- (1) 日常生活でよりよい人間関係を築いていくためのコミュニケーションの在り方を理解することができたか。(ワークシート)
- (2) メールでのコミュニケーションにおいて、相手のことを考え思いやりながら、気持ちを伝えようとしたか。(発表, ワークシート)

6 授業で使用するワークシート

「ネットワーク上のコミュニケーションづくり」について考えよう	
年 組 番 氏名	
1. スマートフォンやパソコンを使ったメールのよい点と心配な点を考えよう。 ＜よい点＞ ＜心配な点＞	
2. あなたは、友だちから次のようなメールをもらいました。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;">本文：今日あなたが言っていたこと、おかしかったよ。じゃあね。</div> <ul style="list-style-type: none">・どのような印象を持ちましたか。 ・送った人はどういう気持ちで送ったのか想像しましょう。	
3. 次の文を、友だちからメールで受け取ったとき、どういう意味に感じましたか。相手に気持ちが伝わるようにメール文を書き直してみよう。 例文1. 『宿題終わったかな。明日、遊ばない。』 例文2. 『あのドーナツいいね。いってもらっていいかな。』 例文3. 『あの問題むずかしいの、分かるかな。』	
4. メールのやり取りで誤解が生じないために必要なことは何ですか。	
5. 「相手を思いやる」こととはどんなことですか。	
活動して感じたこと	
今日のまとめ	

8. 外部機関との連携について

情報モラルの指導に当たって、専門的な知識に不安がある場合などには、行政機関や大学、企業や団体等が提供する講座等の利用も必要です。

なお、講座の実施を計画するに当たっては、年間指導計画の中での位置づけをよく考え、効果を高めるように工夫することも必要です。

ここでは、一例として、安心ネットづくり促進協議会の web ページに掲載されている、インターネット安心安全に関する出前講座を紹介します。安心ネットづくり促進協議会の会員企業・団体が提供している講師派遣料や交通費のかからない無料出前講座のみが掲載されています。講座の対象や内容は、安心ネットづくり促進協議会の web ページ〔無料出前講座一覧〕で確認してください。

安心ネットづくり促進協議会提供 無料講座名一覧

- ・みんなで考える情報モラルとコミュニケーション（LINE 株式会社）
- ・事例に学ぶ情報モラル～正しく怖がるインターネット～（グリー株式会社）
- ・e-ネットキャラバン（FMMC（総務省・文部科学省 支援））
- ・DeNA ケータイ/インターネットを安心・安全に楽しむための講座（株式会社ディー・エヌ・エー）
- ・「KDDI ケータイ教室」 安心・安全講座（KDDI 株式会社）
- ・「ケータイ、つらくなってない？」（一般社団法人インターネットユーザー協会）
- ・ともだちは、なにをしているのかな？（情報教育研究所）
- ・インターネット・スマホ・ケータイインターネットを安全に利用するには（違法・有害情報相談センター（総務省支援））
- ・スマホ・ケータイ安全教室（株式会社NTT ドコモ）
- ・情報モラル授業プログラム（ソフトバンク 株式会社）
- ・インターネットを安全に使うために（ニフティ株式会社）

※（ ）内は、講座提供団体・企業名

安心ネットづくり促進協議会

<http://www.good-net.jp/>

9. 保護者向けの啓発活動・連携授業の事例

(1) 保護者・地域等に向けた広報

「基本的な考え方」で示した通り、情報モラル教育では学校と家庭・地域の連携が必須です。学校と家庭・地域が共通の目標を明確に意識できるように、学校における情報モラル教育への取り組みを「学校だより」「学年・学級だより」等で随時お知らせして行くことが大切です。

また、授業参観の機会等に、実際に情報モラル教育の授業を公開したり、懇談会等で情報モラルを話題にして情報交換を行ったりすることも大切です。

(2) リーフレット「仙台版 大丈夫？ケータイ・スマホ」の活用

平成27年度に設置された「仙台市情報モラル教育推進会議」の「家庭における推進検討部会」において、保護者への啓発を目的としたリーフレットを作成しました。

リーフレットのPDFデータを教育委員会のホームページに掲載していますので、様々な場面で活用してください。

[活用例]

- ・印刷をしてポスターとして校内や地域内施設等に掲示をする。
- ・保護者入学説明会、PTA総会・学年総会等、保護者が学校に集まる機会に合わせて配付し、家庭でのルールづくりの重要性について啓発する。
- ・PTAと連携し行事等で配布・情報交換等を行う。
- ・スマホやインターネット等情報モラルに関するPTA研修会等の資料として活用する。
- ・様々な地域行事の際に配布・説明の機会を設けてもらう。



下記URLからPDFデータのダウンロードが可能です。

<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/k-soudan/pdf/H27moraru.pdf>

(3) 情報モラル ルールづくりのための「シナリオ教材」の活用

① 事例の概要

スマートフォン等の家庭での利用に当たっては、親子で話し合ってルール作りを行うことが大切です。しかし、子供がその意図を理解せずにルールを守ることだけを強要されると、守ることだけが目的となり、情報モラルに関して主体的に考え、判断する機会を奪いかねません。

この事例は、ルールづくりのためのシナリオ教材を用いて、親は子の、子は親の立場をそれぞれ疑似体験しながら、より実効性の高いルール作りを行うことを目標に実施されたワークショップです。

内容は、シナリオ教材に従って疑似体験をした後に、子供と保護者の混成グループを作って「スマホの使用時間」「勉強をするときのスマホの置き場所」など、視点を決めてスマートフォン使用のルールについて話し合うというものです。

ポイントは、大人の考えを押しつけずに、子供が自分自身で意思決定する余地を残すことで、安全な使い方について主体的に考え、責任を持つことができるようにするというところにあります。



燕沢小学校でのワークショップの様子

② シナリオ教材「家族で考えよう！！みんなのためのルールづくり！」の概要

この事例で使用された教材は、「家庭でのルール作り」のきっかけづくりを目的として、宮城教育大学 安藤明伸研究室において開発されたシミュレーションブックです。

具体的には、スマートフォン使用を巡る小学校6年生の子供と母親とのやりとりをシナリオ化したもので、選択肢から行動を選んでストーリー展開を先に進めていくというものです。

内容的には、親目線（母親）・子供目線のシナリオが用意されており、基本的には児童生徒には、親目線のシナリオを体験させ、保護者には子供目線のシナリオを体験させ、異なる立場で意思決定をし、ストーリーを進めていきます。シナリオの中にはルール作りのポイントが散りばめられており、ある意思決定によってメリットを享受できるものの、最終的には、すべてがトラブルにつながっていくストーリーになっています。



シナリオ教材「家族で考えよう！！みんなのためのルールづくり！」のイメージ

③ ワークショップの流れと児童・保護者の反応例

活動の流れ	児童・保護者の反応例
<p>1. 児童・保護者 1 人につき、1 冊ルール作り教材シミュレーションブックを配布。</p> <p>2. 児童・保護者それぞれで 4~6 人程度のグループを作り、1 人 1 ページずつ読み合わせをしながら、シナリオの分岐点で意思決定をするように説明。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>児童には親目線のシナリオを読ませ、保護者には子供目線のシナリオを読ませる。</p> </div> <p>3. 児童・保護者それぞれで、ワークシートを使用してルール作りを行う。</p> <p>4. 児童・保護者それぞれが作成したルールをお互いに紹介する。</p> <p>5. 児童・保護者それぞれが作成したルールを踏まえ、お互いのルールを話し合いによって、一つに絞る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・保護者ともに、興味を示した反応があった。 ○ グループごとに読み合わせる予定であったが、グループによっては 1 人 1 人黙読していくグループも存在していた。 ○ 意思決定場面も個人で決定し読み進めているグループもあった。(適当に先に進むことを防ぐため、読み合わせ形式を取ったが、個人での黙読も方法としてはあり得る。その場合は、意思決定場面での他者との意見交流が行われるよう、意思決定場面に来たら一度読み進めるのを止め、全員が意思決定場面に到達するまで待つ。) ○ 児童・保護者それぞれ話し合いをしながらルールを考えていた。児童も、その場面を想像しながら、ルールを考えているように見えた。 ○ 児童、保護者がそれぞれ紹介し合うと、児童のルールを聞いた保護者から、「なるほど」「そういうものもあるか」というような発言も飛んでいた。ルールの紹介時には、どうしてそう考えたのかという理由と意図を述べるようにする。 ○ お互いに作ったルール 2 つを 1 つにまとめるという事であったが、なぜそのルールが良いのかという理由を児童が説明し、保護者が納得する様子を確認することができた。 ○ お互いの言い分を聞くが、1 つのルールに関して、なかなか決められないグループもあり、そのグループに関しては他の項目のルール作りを促した。

親の立場のシナリオ展開の例

家庭学習をさせる時に、動画教材を見るためにスマホを勉強机に持って行かせるか、居間に置かせるか？という判断からストーリーが始まる。

居間に置かせた場合、家庭学習に長い時間がかかれば、宿題が終わった頃には遅い時間になっている。その時、スマホは触らせずに就寝させるか、メールチェックを許すかどうかの判断を迫られる。スマホを触らせなければ直ぐに就寝できるが、子供同士での重要な連絡を見なかったために、翌朝トラブルが発生してしまう。スマホを触らせた場合は、翌日のことが気になり寝付かず寝坊するといった展開となるなど、どちらを選択しても、一長一短あるストーリーとなっている。

教材についての問合せ先

宮城教育大学 安藤研究室 andy@staff.miyakyo-u.ac.jp まで
メールにてお問い合わせください。

- 教材利用の効果（アンケートから一部抜粋）
 - 児童（小学校5年生）の意見
 - 親の気持ちが少しだけ分かった。
 - こんなにもルールが必要になると思いませんでした。
 - ルールを守ると良いことがあるのだと感じました。
 - 親ともスマホのルールを確認できたので良かったです。
 - 保護者の意見
 - できないルールを押し付けるのではなく、一緒に考えていくことが大切だと感じた
 - 子どもとルールを作ったら親も実行するようにしたらいいなと思いました。
 - 親と子の考えが違うので正直驚きましたが、親の意見を押し付けることなくお互いにルールを作り納得したうえでルールを守るように過程で指導していったらいいなと思いました。
 - 意外と子どもたちの方が心が広がったように思います。
 - 普段当たり前の基準があやふやになっているので、ルールが必要だと感じた
 - 子どもと親の使いたい時間があまりにも違い驚いた。
- スマホを使う時間を決める際の児童が考えたルール
 - 「朝5時～夜9時まで」

スマホは朝から使いたい。なぜなら、朝スマホを使えると、スマホを使いたくて早く起きれるから。その分夜は早く寝るようになる。

しかし、保護者との話し合い後、「朝5時～夕方5時まで」に変更
追加の条件として食事中は使ってはダメ等
- スマホを使った勉強や宿題は良いか悪いのかに関する児童のルール
 - 勉強をする時に、スマホを使っても良い
その代り、条件として、親が見ていなければダメ
さらにゲームは×で勉強なら○
- 勉強や宿題をする時に、スマホはどこに置くのかに関する児童のルール
 - 勉強や宿題をする時はリビングに置くこと
ただし、条件としてきちんと充電をすること
ただし、勉強の合間にスマホをチェックする時間を取る等
 - 勉強や宿題をする時は誰かに預ける事
理由としては、宿題をはやく終わらせるため 等
- 宿題や勉強中のメールチェックはしても良いか悪いのかに関する児童のルール
 - 宿題や勉強中はメールのチェックはしてはいけない
ただし、する場合はメールをいつまで見るのか決める
ただし、遊びのメールはなし、返信もなし

- ルール作り教材と合わせて活用したのがワークシートです。

スマホの置き場所と使用時間に関するルール作りワークシート

最初は、児童のみなさんは、親になったつもりで、保護者のみなさんは子どもになったつもりで、ルールを話し合ってみましょう。

ルールを考えられたら、保護者の人たちが作ったルールとみなさんが作ったルールを見せ合って、どこが違ったかを話し合ってみましょう。

- ① スマホを使ってもいい時間は、 _____ 時～ _____ 時まで。

それはどうして？

じょうけん
何か 条 件 がありますか？

(例) 休みの日は、ちがう時間でつかっても良い。

- ② 勉強や宿題をするとき、スマホは _____ に置くこと。

それはどうして？

じょうけん
何か 条 件 がありますか？ (例:ただし～は除く)

(例) 電池を切っておいておくこと。

- ③ 勉強や宿題をするとき、スマホを使っても (良い ・ 悪い)

それはどうして？

じょうけん
何か 条 件 がありますか？ (例:ただし～は除く)

(例) 勉強以外に使ったらぼっしゅう。

- ④ 宿題や勉強中のメールチェックはしても (良い ・ 悪い)

それはどうして？

じょうけん
何か 条 件 がありますか？ (例:ただし～は除く)

(例) 親が良いよといったときだけ。

10. 情報モラル授業で使用できる教材

(1) 仙台市が整備・配布している教材

[コンピュータ用教材等]

① ジャストスマイル5 つたわるねっと@フレンド[情報モラル実践教材](※小学生向け)

- ・小学校のコンピュータ室PC及び校務用PCにインストール済みです。
- ・発達の段階に応じた22の教材を選択利用できます。
- ・スライド教材のほか、疑似体験教材も利用できます。
- ・保護者説明会や教員研修で使える資料も収録されています。
- ・下記サイトで、教材の無償提供も行われています。

www.justsysytems.com/jp/school/coneta/moral/index.html

② ジャストジャンプ5 つたわるねっと@Teen's (※中学生向け)

- ・コンピュータ室PC及び校務用PCにインストール済みです。
- ・生徒指導用に26の教材が準備されています。
- ・スライド教材、疑似体験型教材のほか、情報モラルについて相談を受ける立場になって問題を解決していく「シナリオ型教材」も利用できます。
- ・教員向け、保護者向けの資料が25テーマ準備されています。
- ・下記サイトで、教材の無償提供も行われています。

www.justsysytems.com/jp/school/coneta/moral/index.html

③ SKYMENU Pro 情報モラル・疑似体験ツール

- ・コンピュータ室PCで利用可能。
- ・コンピュータ上のケータイやスマートフォンで、メールの送信・受信を疑似的に体験できます。

④ 事例でまなぶネットモラル (※平成27年度以降の整備校のみ)

- ・学習用共有「デジタル教材」フォルダ内に配置しています。
- ・「児童・生徒向け」「先生向け」「保護者向け」ので構成されており、PC室だけでなく普通教室等での指導で利用できます。
- ・教材には、アニメーションと道徳用読み物のほか、疑似体験ソフト等がある。
- ・短時間での指導を想定した「ショート教材」も利用できる。
- ・指導案、ドリル、ワークシート等の指導資料も用意されている。

※ 配備校については、ソフトの活用研修等の相談に応じます。

問合せ先：教育指導課情報化推進係 (TEL 214-8421)

⑤ 伊達なくらしをいざ伝授！ 開校！伊達塾 (中学生向け)

- ・仙台市消費生活センターが作成したDVD教材で、各中学校に配布されています。
- ・消費者教育の立場からネットでのトラブルと対応について教材化しています。
- ・3分前後の動画教材6編で構成されたDVDのほか、副読本も作成されています。

[副読本・指導資料等]

① **人権教育資料 みとめあう心**

・人権教育推進の視点から作成された資料にも、情報モラルについて考える下記のような内容があります。

小学校 情報社会に生きる

中学校 守っていますかルールとマナー

② **仙台版防災教育副読本**

・「情報」「メディア」との付き合い方は、防災教育においても大切な視点です。副読本には、情報モラルとも関連する下記のような内容があります。

小学校4・5・6年 3章3 災害時の情報手段

3章4 大きな災害と人間の心の動き（チェーンメール）

中学校 4章5 災害心理について学ぼう（正しい情報入手）

③ **仙台自分づくり教育 たく生き授業プラン集**

・「たくましく生きる力」育成プログラムの中にも、下記のような、情報モラルに関連した授業プランがあります。

<http://www-in.sendai-c.ed.jp/advance/takuiki/takuikimain.html>

プラン 8（小学校）気持ちを伝える名人になろう

プラン16（中学校）相手を思いやるコミュニケーション（メール）

プラン44（小学校）情報はすべて正しいの？

プラン94（小学校）ゲーム・スマホ・携帯と上手に付き合っていこう1

プラン99（中学校）ゲーム・スマホ・携帯と上手に付き合っていこう2

(2) 公開されている有用な教材

① **情報化社会の新たな問題を考えるための教材**（※文部科学省委託事業の成果）

http://jouhouka.mext.go.jp/school/information_moral_manual/index.html

・DVD教材の内容は、以下のとおりです。

教材1〔ネット依存〕 ネットゲームに夢中になると

教材2〔ネット依存〕 身近にひそむネット依存

教材3〔ネット被害〕 個人情報を守るのは自分だよ

教材4〔ネット被害〕 ネット詐欺などに巻き込まれないようにするために

教材5〔SNS等のトラブル〕 ひとりよがりの使い方にならないように

教材6〔SNS等のトラブル〕 情報の記録性、公開性の重大さ

教材7〔適切なコミュニケーション〕 うまく伝わったかな？

教材8〔適切なコミュニケーション〕 自分自身のコミュニケーションのルールを作ろう

② 2015年版「ネット社会の歩き方改訂版」(※J a p e t & C E C)

<http://www2.japet.or.jp/net-walk/>

- ・情報モラルと情報安全について、アニメーションでわかりやすく学べる教材です。
- ・小学生から中高生を対象とした全60タイトルの教材が利用可能です。

③ みんなで考えよう，ケータイ・スマートフォン (※NPO 法人企業教育研究会)

<http://ace-npo.org/info/kangaeyou/kyouzai/kangaeyou4.html>

・下記の指導案，投影用資料，配布資料がダウンロードできます。(※DVD教材の申し込みもできます。)

- 1 学校で考えよう スマホのコミュニケーション
- 2 地域で考えよう スマホ利用の危機管理
- 3 家庭で考えよう スマホのルール

④ スマホ リアルストーリー (※NHK for School)

<http://www.nhk.or.jp/sougou/sumaho/>

・実際にスマホを持った小学生のリアルな体験を伝える番組です。Web で下記の番組を視聴可能で，指導案，ワークシートのダウンロードもできます。

- 1 無料ゲームのはずが…
- 2 一度 押しただけで…
- 3 たった一言のちがいが…
- 4 知らない人とつながって…
- 5 送った写真のゆくえは…

⑤ メディアのめ (※NHK for School)

<http://www.nhk.or.jp/sougou/media/>

・全20回の番組のうち，下記のスマホ時代に対応するネット関連のテーマの回があります。ワークシート，指導資料のダウンロードもできます。

- 第 7回 世界とつながる！インターネット
- 第 8回 ネットのサービス なぜ無料？
- 第 9回 どうつきあう？無料通話アプリ
- 第10回 どう広まる？ネット上で送った写真
- 第19回 知らなかった？著作権のルール
- 第20回 情報をゲット！ネット検索のワザ

平成 27 年度仙台市情報モラル教育推進会議 学校における推進検討部会委員

<アドバイザー>

東北大学大学院情報科学研究科 教授 堀田 龍也
東北大学大学院情報科学研究科 准教授 篠澤 和久
宮城教育大学技術教育講座 准教授 安藤 明伸

<部会委員>

小学校部会委員

教頭 蓮沼 秀行 (仙台市立東六郷小学校)
教諭 井上 竜一 (仙台市立東二番丁小学校)
教諭 渡邊 幸恵 (仙台市立東六番丁小学校)
教諭 早坂 美幸 (仙台市立六郷小学校)
教諭 門脇 麻実 (仙台市立岩切小学校)
教諭 立山 ゆき (仙台市立金剛沢小学校)
教諭 青沼 佳 (仙台市立沖野小学校)
教諭 竹田 彩子 (仙台市立蒲町小学校)
教諭 齋田 淳一 (仙台市立東四郎丸小学校)
教諭 淀縄ゆかり (仙台市立寺岡小学校)
教諭 松岡 健 (仙台市立愛子小学校)
教諭 川島 康介 (仙台市立泉松陵小学校)
教諭 石井 里枝 (仙台市立錦ヶ丘小学校)

中学校部会委員

教頭 中澤堅一郎 (仙台市立八乙女中学校)
教諭 黒木 美枝 (仙台市立東華中学校)
教諭 石山 美穂 (仙台市立八軒中学校)
教諭 門脇 道 (仙台市立六郷中学校)
教諭 佐藤 誠 (仙台市立鶴谷中学校)
教諭 鈴木 愛子 (仙台市立大沢中学校)
教諭 渥美 俊彦 (仙台市立仙台青陵中等教育学校)

<事務局>

教育指導課	課長	坂本 憲昭
	主幹兼教育課程係長	猪股 亮文
	情報化推進係長	古城 雅子
	主任指導主事	菅原 弘一
	主任指導主事	柴田 裕之
教育センター	指導主事	大内 司朗
	指導主事	高橋 清

平成28年2月 発行

仙台市教育委員会 教育指導課
仙台市情報モラル教育推進会議学校における推進検討部会